

# 構造不況地域における離職者の動向と雇用問題

— 京都府舞鶴市を事例として —

湯 浅 良 雄

## 一 課題と限定

本稿の分析対象地域は舞鶴市は人口約一〇万の京都府下第三の都市である。同市は舞鶴港とそれに依拠する臨海性工業を擁し、全体として工場地域が少ない北近畿のなかにあつては、有数の工業都市という位置を占めている。しかし、この舞鶴市においては、歴史的に形成されてきた地域経済の構造ゆえに、構造不況の影響をもろに受け、市の「基幹産業」があいついで「雇用調整」を実施するなかで、大量の離職者が一挙に発生した。この結果、舞鶴市は典型的な失業多発地域として、「特定不況地域」の指定を受けることになった。

本稿の課題は、この舞鶴市に発生した離職者をいわば事例

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

としてとりあげ、特定不況地域における離職者の動向と政府の雇用政策とを分析することにあるが、不況地域の離職者の動向それ自体については、すでに、不安定就業者として再吸収されてきたことが、いくつかの実態調査によって解明されてきている。たとえば、総合研究開発機構による「転職の実態調査」は、舞鶴市と同じような性格を持つ「企業城下町型都市」における離職者の再就職動向として、次の六点をその特徴としてあげている。

- (1) 地元での就職者が殆んどであり、移転就職者は少数である。
- (2) 産業別にみると製造業が中心となり、建設業がこれに次いでおり、卸・小売業、サービス業等の第三次産業という順である。
- (3) 企業規模別では二九人以下の小企業が圧倒的に多い。

(4) 前職を活かして再就職した者の割合がそれ以外の者を上回っている。高齢者は雑役等の単純労働に就く傾向がある。

(5) 再就職賃金は職種によって差異があるが、一〇～一六万円程度(月収)が主流である。<sup>(1)</sup>

本稿が対象とする離職者に関しても、失業者として長期にわたって雇用保険を受給した後、ほぼ全国的な傾向と同じような特徴を持って再吸収されたわけであるが、本稿の基本課題はかかる離職者の動向を特定不況地域に対する政府の雇用政策とのかかわりにおいて、いわば内在的に把握し、この作業を通じて、政府の雇用政策の現実的役割と、雇用問題の所在を確定することにある。

その際、注目したい点は、政府の雇用政策の不十分性やその原理的な破綻それ自体ではなく、にもかかわらず、それが大企業離職者を、中小企業離職者から分断するという役割を果たしたことにある。特定地域での失業者の集中的発生は連鎖的に拡大する地域社会の危機を通じて、反失業闘争を地域規模で展開しうる基盤を拡大し、それは地域レベルで国家独占資本主義の危機を顕在化させざるをえないものである。しかし、結論をあらかじめ述べざるならば、政府の雇用政策は大

企業労組における右翼的潮流の支配とあいまって、離職者相互、離職者と地域住民とを分断することによって、地域における反失業闘争の顕在化を未然に防止しつつ、大企業離職者を含めた離職者総体を、不安定就業者として再吸収するうえで決定的に重要な役割を果たした。

このような課題設定からするならば、中小企業(特に、下請関連企業)の離職者の動向を分析することが欠くべからざる課題となるが、本稿にあっては、資料的制約のために、舞鶴市における二大企業の一つ、日立造船舞鶴工場の本工離職者にその分析対象を限定せざるをえなかった。かかる意味において、本稿は重大な限界を有している。

日立造船舞鶴工場の離職者の動向を根底において規定した要因の一つは、舞鶴市において歴史的に歪められて形成されてきた地域経済の構造である。したがって、最初にその地域経済の構造を分析することから始めたい。<sup>(2)</sup>

(1) 総合研究開発機構「転職の実態とそのシステムの整備」日本経済調査協議会、一九八〇年五月、八二ページ。なお、不況地域の離職者の実態調査は慶応大学大学院黒川研究室によって精力的に実施されてきた。それは、慶応大学大学院黒川研究室「筑豊・田川における失対労働者の現状と役割」上下

『労働運動』第一五五、一五六号、一九七八年十一月、十二月、同「造船不況による雇用、生活不安増大の実態——石巻市造船離職者実態調査報告」上下『賃金と社会保障』第七六六、七七七号、一九七九年三月、四月、同「造船不況と階層的労働市場の再編成——因島造船産業離職者実態調査報告」『賃金と社会保障』第七九七号、一九八〇年七月、として公表されている。

(2) 本稿は、八〇年度立命館大学人文科学研究所実態調査助成の交付を受けて実施された「舞鶴市実態調査」にもとづくものである。この研究成果はすでに『舞鶴市経済調査報告』、『人文科学研究所紀要』第三四号、一九八一年一〇月』として公表されている。あわせて参照されたい。

なお、本調査にあたって、筆者は本学の三好正巳教授の指導の下で調査を実施することができた。教授からは調査の手ほどきを受けたのみならず、論文の執筆の際にも、多くの貴重な助言や示唆を受けることができた。記して感謝の意を表明するしだいである。もとより、本稿のすべての責任が筆者にあることは言うまでもない。

## 二 舞鶴市の地域経済の構造と

### 日立造船舞鶴工場の位置

## 1 舞鶴市の地域経済の構造——特定企業へ特化した

### 地域経済の構造

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

舞鶴市は本州の中央部にある日本海が最も深く湾入した若狭湾ぞい、京阪神から約一〇〇キロメートル離れた京都府の北部に位置している。総面積は三四〇九五キロ平方メートルでかなり広大な面積を有しているが、このうち山林が約八〇%を占め、また、海岸部も典型的なリアス式海岸で、良港にはめぐまれているが、その総面積に比して臨海部の平地はきわめて少ないという、地理的条件におかれている。当市は城下町として発展した西地区と、漁村から軍港への転換を契機に発展した東地区からなっているが、戦前は全体として海軍とその軍事工場に支えられた軍港一色の街であった。戦後においては、旧軍港都市転換法にもとづいて平和産業都市としての転換が目ざされるが、五二年に海上警備隊舞鶴地方総監が設置されたのを皮きりに、自衛隊基地が配置され、戦前ほどではないにしても基地経済の性格が継続されている。

七八年一月に成立したいわゆる不況地域二法(特定不況地域中小企業対策臨時措置法<sup>1)</sup>、特定不況地域離職者臨時措置法)にもとづき、七九年一月現在、通産省と労働省とによってこの舞鶴市をも含めて全国で三〇地域が特定不況地域の指定を受けている<sup>(1)</sup>。その行政上の基準は、第一に、政令で定められ

〔表1〕 特定不況地域一覧（労働省告示） 1979年1月現在

都道府県	市町村名(政令)	公共職業安定所 (告示)	(備考)主な特定不況業種
北海道	函館市	函館	造船
	室蘭市	室蘭	造船・鉄鋼
	釧路市	釧路	北洋漁業・水産加工
	網走市	網走	北洋漁業・水産加工
	稚内市	稚内	北洋漁業・水産加工
	根室市	根室	北洋漁業・水産加工
青森	八戸市	八戸	北洋漁業・水産加工・非鉄金属製錬
秋田	大館市	大館	非鉄金属鉱山
岐阜	神岡町	高山安定所神岡分庁舎	非鉄金属鉱山
三重	紀和町	熊野	非鉄金属鉱山
京都	舞鶴市	舞鶴	造船
兵庫	相生市	相生	造船
岡山	玉野市	玉野	造船
広島	呉市	呉及び呉東	造船・鉄鋼
	三原市	三原	造船・合成繊維
	尾道市, 因島市, 向島町	尾道	造船
	瀬戸田町	尾道	造船
山口	下関市	下関	造船・合板・非鉄金属製錬
愛媛	今治市	今治	造船
	新居浜市	新居浜	非鉄金属製錬
高知	高知市	高知	造船・鉄鋼
福岡	大牟田市	大牟田	非鉄金属製錬
佐賀	伊万里市	伊万里	造船・合板
長崎	長崎市, 香焼町	長崎	造船
	佐世保町	佐世保	造船
	大島町	大瀬戸	造船
熊本	長洲町	荒尾	造船
大分	佐伯市	佐伯	造船・合板
宮崎	延岡市	延岡	合成繊維

注 計 33市町 30安定所

た特定不況業種に属する「中核産業」が対象地域全体の工業出荷額の三分の一以上を占めていること、第二に、有効求職倍数が全国平均の一・五倍以上に達していること、である。

したがって、行政上の特定不況地域とは、その経済構造が特定不況業種に属する企業へ特化した地域ということになる。

〔表1〕によれば、特定不況地域の大半は造船業を「中核企業」とする地域であり、このような行政上の基準からするならば、舞鶴市は典型的な特定不況地域である。

この点を確認するために、舞鶴市の産業中分類別就業者数<sup>(2)</sup>をみると、それは、第一位、輸送用機械(二八・一%)、第二位、窯業・土石(一四・五%)、第三位、繊維(一四・〇%)、第四位、木材・木製品(一一・九%)、第五位、繊維(一四・〇%)、第六位、食料品(六・八%)という順になっている。このなかで、第一位の輸送用機械の約八三%を日立造船舞鶴工場が、第二位の窯業・土石のほとんどすべてを日本板硝子舞鶴工場が、第三位の繊維の約三七%を大和紡績舞鶴工場が占めている。また、第五位の衣服の中心は地場産業たる縫製であり、第二位の繊維のなかにも地場産業のメリヤスやニットが含まれている。なお、第六位の食料品のほとんどは水産加

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

工品によって占められている。

したがって、舞鶴市の主要産業は以下の三つに区分することができる。

第一は、市の基幹産業であり、それは造船(輸送用機械)と板ガラス(窯業)から成っている。各々において大規模な事業所一社が生産のほとんどを支配している。

第二は、木材と水産加工品である。両者は第一の産業とともに、生産を港湾に依拠する臨海性産業である。

第三は、メリヤス、ニット、縫製からなる地場産業である。舞鶴市の基幹産業においては、このように大規模な事業所が生産と雇用の大部分を支配しているわけであるが、市の企業規模構造を見るならば、従業員三〇〇名以上の事業所はこれらに大和紡績舞鶴工場や日之出化学舞鶴工場等を加えた六事業所にすぎず、さらに、従業員一〇〇〇名以上の事業所となると、二大企業<sup>1)</sup>日立造船舞鶴工場と日本板ガラス舞鶴工場のみである。これに対し、残りの圧倒的多数は従業員一〇〇名以下の極めて零細な事業所である。したがって、二大企業は各々の業種のみならず、市の産業全体においても「中核」的な位置を占めていると、言うことができる。ちなみに、

この二大企業のみで製造業全体の従業員の三四、八％を雇用し、その出荷額の五六、一％を生産している。

今日、舞鶴市において、「中核企業」ともいふべき位置を占めている二大企業が当市に進出してきたのは、敗戦後まもない時期であった。その際、決定的に重要な役割を果たしたのが旧軍用資産の転用である。すなわち、一九四六年には旧海軍工廠

設備を借用して、日立造船舞鶴工場の前身、飯野産業舞鶴造船所が開設され、五二年には国有地の払下げを受けて日本板硝子舞鶴工場が操業を開始した。

舞鶴市当局は、これ以降も、旧軍用地への民間産業の誘致に努力するが、

従業者数・製品出荷額 (75年)

数 (人)				製造品出荷額 (万円)	
個人事業主及び無給家族従業者		従業者計		実数	構成比
男	女	実数	構成比		
300	262	12,512	100.0	9,887,759	100.0
132	125	851	6.8	451,989	4.6
13	47	1,751	14.0	490,573	5.0
25	26	1,160	9.3	309,282	3.1
22	15	1,479	11.9	1,285,478	13.0
19	7	159	1.3	83,455	0.8
x	x	x	x	x	x
10	6	147	1.2	39,573	0.4
		x	x	x	x
5		1,813	14.5	2,393,473	24.2
		x	x	x	x
34	15	390	3.1	207,165	2.1
13	5	294	2.3	296,101	3.0
1	1	203	1.6	83,793	0.8
8	3	3,518	28.1	3,812,280	38.6
x	x	x	x	x	x
12	8	88	0.7	28,744	0.3

大平洋沿岸を中心に地域開発が展開された「高度成長期」において、市に進出してきたのは数社の合板メーカーのみで、舞鶴市の経済は「高度成長」から大きくとり残されたまま今日に至っている。それゆえ、戦後の舞鶴市においては、戦前の旧海軍の果たした役割の一部が自衛隊によって担われつつ、特定の企業へ特化した地域経済の構造が長期に

〔表3〕 舞鶴市における規模別事業所数と従業員数 (75年)

	総計	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~299人	300人以上
事業所数	5,091	3,779	739	300	111	83	71	8
従業員数	35,950	7,473	4,731	3,951	2,611	3,091	7,000	7,093

〔資料出所〕「京都府統計書」76年版より作成。

〔表2〕 産業中分類別工場数・

	工場数		従業者					
	実数	構成比	雇用者					
			男		女		雇用者数	
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	501	100.0	7,550	100.0	4,040	100.0	11,590	100.0
食料品	144	28.7	228	3.0	366	9.0	594	5.1
繊維	66	13.2	327	4.3	1,364	33.8	1,691	14.6
衣服	51	10.2	139	1.8	970	24.0	1,109	9.6
木材・木製品	48	10.0	922	12.2	520	12.9	1,442	12.4
家具・装備品	26	5.2	109	1.4	24	0.6	133	1.1
パルプ・紙	2	0.4	x	x	x	x	x	x
出版・印刷	18	3.6	78	1.0	53	1.3	131	1.1
化学	2	0.4	x	x	x	x	x	x
窯業・土石	17	3.4	1,559	20.6	249	6.2	1,808	15.6
鉄鋼	2	0.4	x	x	x	x	x	x
金属製品	45	9.0	272	3.6	69	1.7	341	2.9
機械	24	4.8	250	3.3	26	0.6	276	2.4
電気機械	8	1.6	84	1.1	117	2.9	201	1.7
輸送機械	33	6.6	3,302	43.7	205	5.1	3,507	30.3
精密機械	2	0.4	x	x	x	x	x	x
その他	13	2.6	30	0.4	38	0.9	68	0.6

〔資料出所〕『京都府工業統計書』76年版より作成。

〔表4〕 日立造船および日本板硝子の  
舞鶴市製造業に占める比重（1975年）

	製品出荷数 (億円)	従業員 (人)
日立造船	337	2,946
日本板硝子	218	1,412
(1) 計	555	4,358
(2) 舞鶴市	989	12,512
(1)/(2)(%)	56.1	34.8

〔資料出所〕日立造船と日本板硝子の生産出荷額は京都府立中小企業総合指導所「舞鶴地域振興診断報告書」80年3月、15ページ、28ページより。従業員数は『有価証券報告書』より。舞鶴市の数値は『京都府統計書』より。

わたって固定化されてきたのである。<sup>(3)</sup>  
 このような地域経済の構造的特質が市の雇用問題を根底において規定する。それはさしあたり、〔図1〕のように把握することができよう。すなわち、特定企業に特化した地域においては、「中核企業」の「経済不振」は大量離職者の発生を軸に連鎖的に地域経済の危機を拡大し、地域経済の

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題（湯浅）





解体化をおし進めざるをえない。造船業が「中核企業」の場合、それが労働集約型産業であるとともに、数多くの下請企業を擁しているがゆえに、地域経済にきわめて大きな影響を与えざるをえない。したがって、日立造船舞鶴工場と地域経済の具体的な関係がさらに分析されなければ、なお舞鶴市の地域経済の分析としては不十分であろう。

## 2 日立造船舞鶴工場と地元経済

日立造船は造船（新造船、修理船）、海洋構造物、機械・船用機械、プラント、鉄構・環境装置、鑄鍛造品を主製品とする業界大手七社の一つである。主要工場は舞鶴工場（新造船、改修船、陸機）に、有明工場（新造船）、堺工場（新造船）、桜島工場（陸機）、築港工場（改修船、陸機）、因島工場（新造船、改修船、陸機）、向島工場（新造船、改修船、陸機）、神奈川工場（新造船、改修船、陸機）を加えた八工場であり、本社は大阪市に位置している。

すでに指摘したように、舞鶴工場の前身は、四六年に飯野産業株式会社が旧海軍工廠の施設を借用して開

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題（湯浅）

〔表5〕 日立造船の事業所別生産品目と従業員数 (75年)

事業所数	主要製品種別				従業員数
本社部門					2,932
有明工場	新造船			その他	2,744
堺工場	新造船			その他	2,908
桜島工場		機械・船用機械	プラント	鉄構環境装置	その他
築港工場		改修船	機械・船用機械	鑄鍛造品	その他
因島工場	新造船	改修船	機械・船用機械	プラント	鉄構環境装置
向島工場	新造船	改修船	機械・船用機械	鉄構環境装置	その他
神奈川工場	新造船	改修船	機械・船用機械	プラント	鉄構環境装置
舞鶴工場	新造船	改修船	機械・船用機械	プラント	鉄構環境装置
	合計				24,154

〔注〕 東京支社、名古屋支社、九州支社、札幌営業所、仙台営業所、広島営業所、神戸営業所、横浜出張所、沖縄出張所、技術研究所、陸機設計所、ロンドン事務所、ニューヨーク事務所、ヒューストン事務所、ジュッセルドルフ事務所、オスロ事務所、ギリシャ事務所、シンガポール事務所、ホンコン事務所は本社部門に含む。

〔資料出所〕 『日立造船有価証券報告書』76年3月。

設した舞鶴造船所である。<sup>(4)</sup>この舞鶴造船所は造船不況とクレーム問題を契機として、<sup>(5)</sup>六五年には舞鶴重工業に名称を変更して日立造船の系列化に入り、さらに、七一年には日立造船と正式に合併し、その舞鶴工場として今日に至っている。この日立造船による舞鶴重工業の吸収・合併は、資本の自由化以降急速に進行した造船大手による一連の吸収・合併運動の一翼を形成するものであるが、日立造船の『社史』は舞鶴重工業との合併のメリットを次のように指摘している。

「日本海側随一の舞鶴重工業との合併を行ない、プラントおよび防衛関連と中型船分野で一層の飛躍をはかるうとして<sup>(6)</sup>いる」。

日立造船は当時、自衛隊との結びつきが弱く、軍事関連は造船大手のなかで立ちおくれた分野であった。したがって、この『社史』の指摘は日立造船における舞鶴工場の位置づけを知るうえで重要である。もともと日本海側には大規模な造船所はほかになく、舞鶴工場は企業立地上特異な位置を占めているが、この点も、これまでの分析が示唆するように、旧海軍や自衛隊との結びつきなしには理解することができない点である。

さて、かかる日立造船舞鶴工場と地元経済との関係を考察することがここでの課題である。

造船業は総合組立産業と呼ばれているように、その製造原価の六〇〜七〇％は購入材料(鋼材)と部品代によって占められている。関連部品は主機関と補機類からなり、それらは専門メーカーや下請企業に発注されている。したがって、通常、造船のまわりには多くの専門メーカーや下請企業が配置され、これを基礎に企業城下町の性格の強い地域経済が形成されている。すでに指摘したように、特定不況地域の大半はこのような造船企業を中核とする地域であった。

日立造船舞鶴工場の場外下請企業は四四社といわれ、このうち舞鶴市内にあるのは二三社(府内五社、府外一六社)

〔表6〕 舞鶴地区機械金属業界の日立造船(株)に対する依存度の変化

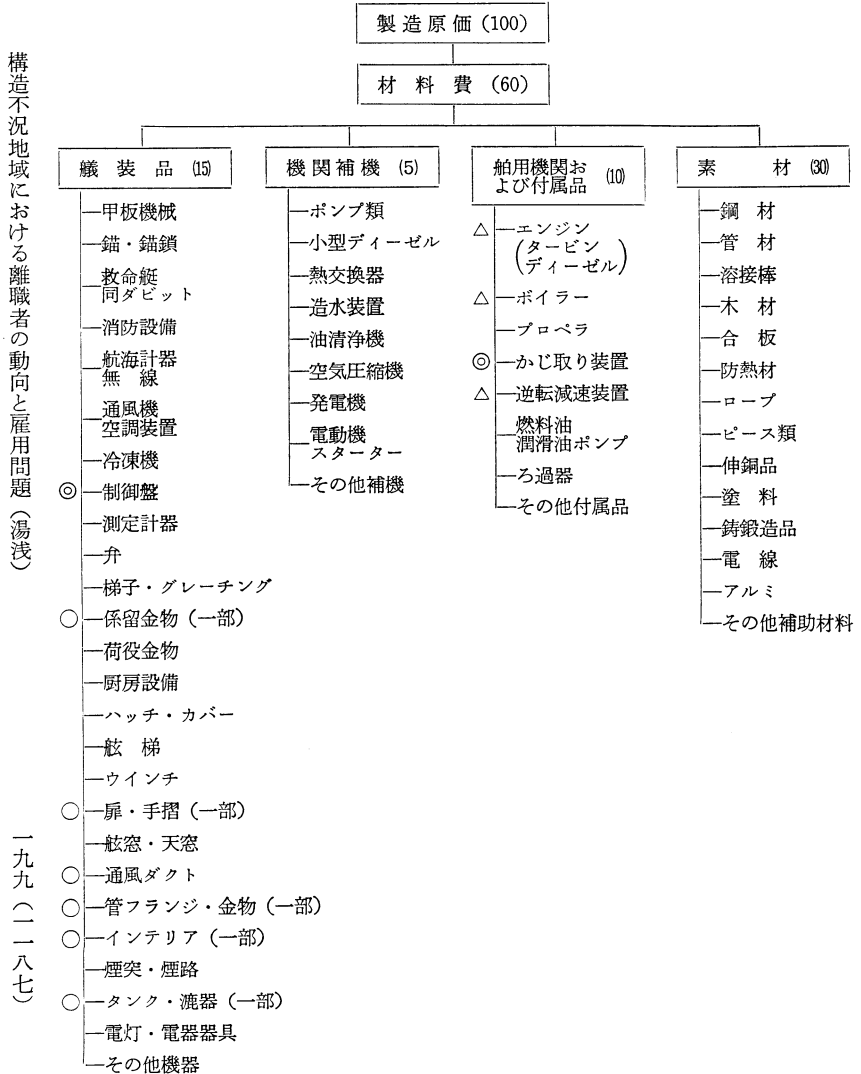
ピーク時の依存度	現状の依存度	増減率	売上増減率	脱日立比率
69.8%	45.6%	▲24.2%	▲10.7%	13.5%

注 1) 機械金属業界経営実態調査結果による。

2) 集計企業数17社。

〔資料出所〕 京都府立中小企業総合指導所『舞鶴地域振興診断報告書』80年5月、20ページより。

〔図2〕 日立造船舞鶴工場による造船関連製品の発注先



〔注〕 ○印は舞鶴市内の関連業者に発注。◎印は舞鶴工場で製作，△印は日立造船の他工場で製作。  
無印は主として阪神地区の専門メーカーに発注。

〔資料出所〕 京都府立中小企業総合指導所『舞鶴地域振興診断報告書』80年3月，17ページ，より。

である。さらに、場内下請企業が二一社（市内二社）ある。

このような日立造船の下請企業を中軸とする地元機械金属業界にとつては、当然のこととして、日立造船の発注が大きな比重を占めざるをえない。京都府立中小企業総合指導所の調査によれば、ピーク時における地元金属業界の受ける発注の約七〇％は日立造船舞鶴工場によるものであった。<sup>(7)</sup>しかし、ここで確認すべきより重要な点は、日立造船舞鶴工場の発注する全部品のなかで、舞鶴地域自体の占める比重がきわめて少ないことである。〔図2〕に示されているように、日立造船舞鶴工場による地元への発注は単純加工品に限定され、専門部品の圧倒的多数は阪神地区から購入されている。それゆえ、日立造船舞鶴工場のまわりには、きわめて層の薄い下請企業や関連企業しか育成されていないのが現状であり、まして、舞鶴工場と地場産業や一次産業との関連は皆無といつてもよいほどである。

かかる地元経済との関係は、同じく大阪に本社を持つ日本板硝子舞鶴工場の場合一層顕著である。硝子は装置産業であるため下請企業はほとんどなく、舞鶴工場は主要原材料を外部から運び、地元経済とはほとんど関連なしに、舞鶴工場に

おいて生産した製品を本社を通じて販売している。したがって、地域経済に占める労働者と生産の比重はきわめて高いにもかかわらず、二大企業は外観以上に地域経済との結合が弱く、その生産と販売は外部経済によって支えられているのが実情であり、むしろ、このような「中核企業」の外部経済への依存こそが地元経済の発展を阻害している関係が重要である。<sup>(8)</sup>

こうした点からするならば、舞鶴市のような地方都市の場合、二大「中核企業」を軸に独自の地方経済圏が形成されているわけではなく、大阪を中心とする近畿圏に從属する限界的な遠隔工業都市が形成されていると見るのが妥当であろう。このような近畿圏という視角からするならば、舞鶴市は限界的な遠隔工業都市であるとともに、労働者の供給地域であつて、高度成長期を通じて人口の流出傾向が一貫して続いてきた。

以上、本章の考察を要約するならば、特定不況地域・舞鶴市の地域経済の基本的性格は、第一に、特定企業の市に占める比重がきわめて大きく、それに特化した地域経済が歴史的に長期にわたつて固定化されてきたこと、しかも、第二に、この特定企業が一次産業や地場産業と結合しつつ独自の経済

〔表7〕 舞鶴市の世帯数および人口の推移

調査年月日	世帯数	人 口			性比(女 100人に つき男)	1世帯 当り 人 口	人口密度 (1km <sup>2</sup> 当り)	摘 要
		総 数	男	女				
大正9年10月1日	14,587	69,195	38,593	30,602	126.1	4.74	294	国勢調査
14 〃	13,707	62,484	32,979	29,505	111.8	4.56	265	〃
昭和5年10月1日	13,843	63,665	32,385	31,280	103.5	4.63	270	〃
10 〃	14,682	68,567	34,747	33,820	102.7	4.67	291	〃
15 〃	18,341	86,057	44,687	41,370	108.0	4.69	365	〃
18年5月27日	19,016	86,051	...	...	...	4.53	365	推 計
19年2月22日	...	103,698	52,888	50,810	104.1	...	442	人口調査
20年11月1日	...	80,407	39,291	41,116	95.6	...	343	〃
21年4月26日	...	85,786	42,984	42,302	101.6	...	364	〃
22年10月1日	19,825	92,139	48,254	43,885	110.0	4.65	365	国勢調査
25 〃	19,844	91,914	46,646	45,268	103.0	4.63	394	〃
30 〃	20,615	92,839	46,090	46,749	98.6	4.50	396	〃
35 〃	23,890	99,615	48,397	51,218	94.5	4.17	293	〃
40 〃	24,999	96,641	46,752	49,889	93.7	3.87	284	〃
41 〃	25,402	96,120	46,337	49,783	93.1	3.78	282	推 計
42 〃	25,872	96,574	46,632	49,942	93.4	3.73	284	〃
43 〃	26,140	96,261	46,311	49,950	92.7	3.68	283	〃
44 〃	26,253	96,136	46,399	49,737	93.3	3.66	282	〃
45 〃	26,335	95,895	46,445	49,450	93.9	3.64	282	国勢調査
46 〃	26,210	95,901	46,550	49,351	94.6	3.66	284	推 計
47 〃	26,240	96,753	47,018	49,735	94.6	3.69	284	〃
48 〃	26,174	97,155	47,358	49,797	95.1	3.71	285	〃
49 〃	26,295	97,744	47,744	50,000	95.5	3.72	287	〃
50 〃	27,907	97,780	47,953	49,827	96.2	3.50	287	国勢調査
51 〃	27,829	97,764	47,911	49,853	96.1	3.51	287	推 計
52 〃	27,839	98,009	47,997	50,012	96.0	3.52	287	〃
53 〃	28,000	98,302	48,293	50,009	96.6	3.51	288	〃
54 〃	28,277	98,163	48,221	49,942	96.6	3.47	288	〃
55 〃	29,507	97,579	47,815	49,764	96.1	3.31	286	国勢調査

注 1 昭和19年の人口は報告もれ等を補正して約121,000人と思われる。

2 大正9年～昭和30年は加佐編入前の舞鶴市域である。

3 昭和55年の人口は概数である。

〔資料出所〕「京都府統計書」81年版。

資料 市庶務課

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

二〇一(二八九)

圏を形成しているのではなく、大阪を中心とする近畿圏に從属した地域経済が形成されていること、である。この結果、地元経済の動向と全く関係のない、「中核企業」による本社部門を通じた全社的見地からする、企業戦略の転換や合理化によって、「中核企業」の占める比重ゆえに、地元経済が大きく左右されざるをえないことになる。しかも、「中核企業」に大量の離職者が発生すれば、「中核企業」以外に雇用機会がきわめて乏しい結果、離職者は長期にわたって失業せざるをえないことになる。

このような意味において、構造不況下における日立造船舞鶴工場の動向は市の経済にきわめて大きな影響を与えた。

- (1) 正確に言えば、特定不況地域の指定は、「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」の政策基準にもとづいて、通産省が労働者の助言をうけて指定した。同じ地域に対して、通産省は市町を単位とし、労働省は職業安定所の所轄地域を単位として告示した。この間の経緯については、七八年一〇月「社会労働委員会議事録第二号」を参照。

(2) 本節においては、舞鶴市に構造不況の影響がそれほどあらわれていない七五年の数値を利用した。

(3) 圏かかる意味において、舞鶴市は特定企業と基地へ、二重の意味において特化した地域であると、言うことができる。

(4) この間の経過については、飯野海運株式会社『飯野六〇年の歩み』五九年六月、七四〇〜七四二頁を参照。

(5) クレーム問題については、全日本造船機械労働組合舞鶴造船分会『組合二十年史』六八年二月、京都府労働経済研究所『舞鶴の造船工業と労働者の状態』六六年三月を、参照。

(6) 日立造船株式会社『日立造船——九〇周年を迎えて』七一年四月、一八三頁。

(7) 詳しくは、京都府立中小企業総合指導所『舞鶴地域振興診断報告書』八〇年三月、一九〜二二頁を、参照。

(8) したがって、舞鶴市の二天企業が文字通り地域の「中核企業」としての役割を果たしているわけではない。

### 三 舞鶴市における大量離職者の発生状況と雇用問題の所在

1 造船不況と日立造船舞鶴工場における大量離職者の発生

(1) 造船不況と日立造船における雇用管理

七二年から七三年にかけて戦後最高の造船ブームを謳歌した日本の造船業も、七三年一二月の第一次石油危機を契機に大型タンカーの過剰が一挙に表面化するようになる。これに伴い、造船各社は人員削減を軸に減量作戦を展開するように

なるが、造船の建造期間が長く、しかも計画造船であるため、不況が最も深刻化するの、他の産業よりもかなり遅れて、七七年の後半になってからのことである。

造船大手七社は七八年五月に成立した「特定不況産業安定臨時措置法」に支えられながら、この深刻な不況に対応した。

この法律にもとづき通産省と造船業界とが作成した「造船安定基本計画」（七八年一月）は、造船設備の三五%に及ぶ切捨てと、三九%の操業短縮を勧告した。これに伴い、それま

では、社外工の整理、自然退職者の不補充、新規採用の削減

・停止、配転、出向等によって、人員削減を実施してきた大手各社も、一斉に常用労働者の「希望退職」の募集にふみき

った。  
造船に特化してきた中小造船とは異なり、戦後日本の造船大手各社はいずれも陸機部門を持ち、総合重工業会社として

発展してきた。(1)七五年時点における各社の売上高をみると、

陸機部門が造船部門をはるかに陵駕している。しかし、このような造船大手のなかにあっては、日立造船は三井造船とともに造船比率が高く、造船不況の影響をもろに受けなければならなかった。このような経営構造の特質が日立造船におけ

る合理化と雇用管理を根底において規定する。

日立造船においても、

造船大手七社とほぼ共

通した不況対策、すな

わち、事業構造の転換

——船舶建造能力の縮

小・陸機部門の拡大——

と、人員削減・大規模な配置転換が強行さ

れるわけであるが、日立造船の経営構造に規定されたその特

徴は、実施の早期性とその実施の合理化の激しさにあった。

陸機部門の主要製品は他の重化学工業部門の生産手段であり、

これを構造不況下において拡大するためには、極めてきびし

いコスト削減が要請されざるをえない。(2)

日立造船における事業構造の転換計画は、七六年から労使協議機関を通じて議論が開始され、七六年六月には労使の合

意をみている。それは、新造船の需要低下に対して、第一に、

新造船の生産を全社的に均等沈下させるのではなく、旧工場

〔表8〕 造船大手各社の船舶比率

社名	船舶部門の売上比率	
	75年	79年
三菱重工業	37	17
石川島播磨重工業	34	18
川崎重工業	28	14
日立造船	57.3	37.2
日三井造船	53.7	50
住友重機械工業	36.7	14.4
日本鋼管	—	—

〔資料出所〕 各社「有価証券報告書」より。

での生産を停止し、それを新工場に集中すること、第二に、陸の主製品を確立しつつ、全社的に陸部門を拡大すること、第三に、改修船、特に改造船の拡大を図ることを、主要な柱とするもので、この事業構造の転換計画に沿って、工場毎の生産部門の再編成と工場の統廃合がおこなわれた。この結果、堺工場と築港工場は合併して大阪工場へ、因島工場と向島工場は合併して広島工場に再編成されることになったが、このような工場の統廃合は管理部門の縮小化と、各々の工場が新造船、改修船、陸機部門を併営することによって、生産の山谷を調整することを目的としたものである。

海造審答申にもとづく新造船設備の四〇％の削減に対して、日立造船はこのような他社にさがけた事業構造の転換計画を基礎に、すなわち一層の集中化による生産の効率化によって対応した。具体的には、有明工場が大型船を、広島工場が中型船を、舞鶴工場が艦船を担当することが決定された。以上のような事業構造の転換計画に沿って、大規模な配置転換と人員削減が実施されるわけであるが、日立造船においてはこの人員削減も管理間接部門を中心に、事業構造の転換計画にすぎだっただけでかなり早期から、系統的に実施されていた

〔表9〕 事業構造転換後の日立造船における  
事業所別の生産品目および従業員の配置状況 (78年)

事業所名	主要製品種別						従業員数		
本社部門							2,673		
有明工場	新造船	海洋 構造物				その他	2,125		
大阪工場	新造船	改修船	海洋 構造物	機械・ 船用機械	鉄構環 境装置	鍛造 品	その他	2,827	
桜島工場			機械・ 船用機械	プラ ント	鉄構環 境装置		その他	1,650	
広島工場	新造船	改修船	機械・ 船用機械		プラ ント	鉄構環 境装置	その他	5,271	
神奈川工場	新造船	改修船	機械・ 船用機械		プラ ント	鉄構環 境装置	その他	1,220	
舞鶴工場	新造船	改修船	機械・ 船用機械		プラ ント	鉄構環 境装置	鍛造 品	その他	2,088
合 計							17,854		

(注) 東京支社、北海道支社、東北支社、中部支社、北陸支社、新潟営業所、中国支社、四国支社、九州支社、熊本出張所、沖縄出張所、神戸営業所、横浜出張所、技術研究所、陸機設計所、ジュッセルドルフ事務所、オスロ事務所、シンガポール事務所は本社部門に含む。

〔資料出所〕『日立造船有価証券報告書』79年3月。



ことが注目される。それはM I C（マネージメント・イン・ダイレクト・コスト）計画と呼ばれるもので、管理・間接部門、すなわち、部課長等の管理職、技術職、事務職、現場スタッフ職を対象に人員削減を実施した。七五年からは新・新M I C計画として、新しく新規採用のストップ・自然減の不補充・関連会社への出向・内部交流・配転によって、七七年三月までに、一二七二人を削減することが目標として掲げられた。現場技能職に対する人員削減は、七八年三月中央労使協議会において労使が合意した「事業構造の転換に対応する新しい雇用対策」にもとづいて実行に移された。これは六項目からなる制度を創設することによって、「希望退職」を募集したもので、これによって、全社的に約一九〇〇名が「解雇」された。

日立造船においては、このように他社にさきがけて、きびしい人員削減が実施されたわけであるが、事業構造の転換に伴って労働者の配置転換も激しさを増した。技術職は設計部門が広島工場へ集中されることによって、主として工場間を移動し、現場技能職は船から陸へ工場内を移動し、また、現場技能職を中心に他社派遣も急速に増大した。さらに、この

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題（湯浅）

間、関連会社への出向も、新事業および部門分離による新会社の設立によって急増した。日立造船の関連会社の数は七八年四二社から八〇年には六五社に増加し、八〇年の関連会社全従業員一二、三五六名のうち、日立造船からの出向が六、七四五名を占めている。

以上のような広範囲にわたる配置転換と人員削減を圧力に、徹底的に削減された人員によって、コスト削減のために労働強化が強制されたが、日立造船におけるその特徴は、小集団活動を徹底的に活用して、コスト削減のために従業員の創意と工夫が企業によって吸いあげられたことにある。このような結果、日立造船は二〇年かかってもおこなえないような激しい合理化を構造不況下において一挙に達成することができた。

## (2) 日立造船舞鶴工場における人員削減

前節で概括した全社的な不況対策に沿って、舞鶴工場においても合理化と人員削減が展開されるわけであるが、それは七八年三月以前と以降に区分することができる。

舞鶴工場において、常用労働者の削減が開始されるのは、「表10」に見られるように、七三年から七四年にかけてであり、「希望退職」が募集された七八年三月段階においては、

常用労働者の数は七三年を一〇〇とすれば、すでに八五・九％までに削減されている。この削減はすでに指摘した「新・新MIC計画」にもとづいておし進められたものと推察されるが、このなかには事実上強制的に退職させられた多くの婦人労働者が含まれている。舞鶴工場のみの数値はわからないが、日立造船全体で婦人労働者の数は七三年の一、一三四名から、七八年三月には六一五名に減少している。<sup>(3)</sup>他方、これと併行して社外工の削減も進められたが、その減少率からするとならば本工よりもはるかに激しく展開された。すなわち、

社外工の数は同じ時期に四一・一％までに減少している。

の推移

78/12	79/3	79/11	80
	17,854		16,794
2,159 (68.7)	2,137 (68.0)	1,847 (58.8)	1,788 (56.9)
104 (19.5)	— —	49 (9.2)	229 (42.9)

べ。

された「事業構造の転換に対応する新しい雇用政策」にもとづいて、「希望退職」の募集が開始されるわけであるが、それは六項目の制度からなっている。すなわち、それは、①特別無給休暇制度、

②地方連絡員制度、③能力開発のための長期研修退職制度、④転職希望者のための資格・免許取得援助制度、⑤定年退職後再就職準備のための特別退職制度、⑥転職・転進援助制度で、その中心は第六項の「転進・転職援助制度」である(詳しい内容は「付表1」を参照)。この「転進・転職援助制度」というのは四〇歳以上の者を対象に、基本退職金を支給し、さらに、四五歳以上の者に特別加算金(基準賃金の二〜二ヵ月分)を支給することを定めたものである。

新規採用の停止、自然減の不補充は企業の年齢構成を高度化せざるをえないし、定年間近い従業員の削減は比較的摩擦が少なくてすむ。とはいえ、「希望退職」の「募集」は「経営危機」をあおりつつ、労使が一体となつてなれば強制的に実施されたの言うまでもないことである。

舞鶴工場において「希望退職」によって解雇された三八四名は、「表11」に見られるごとく、五〇歳以上の者が圧倒的多数を占め、この結果、従業員のなかで五〇歳以上の従業員の数は約二〇％から七・八％に減少し、企業の年齢構成は著しく低下した。職種別の内訳は事技職八三名、技能職三〇一名で、その中心は現場技能職である。また、離職者を

〔表10〕 日立造船・日立造船舞鶴工場・舞鶴工場社外工

年 度	73	74	75	76	77	78/3	78/6	78/9
日立造船 人 員 (比 率)	24,485	23,816	24,457	24,154	23,008	21,562		
舞鶴工場 人 員 (比 率)	3,142 (100)	3,030 (96.4)	2,946 (93.8)	2,829 (90.0)	2,714 (86.4)	2,699 (85.9)	2,246 (71.5)	—
舞鶴工場社外工 人 員 (比 率)	534 (100)	524 (99.1)	260 (48.7)	261 (48.9)	214 (40.1)	—	—	200 (37.5)

〔資料出所〕 日立造船の数値は『有価証券報告書』より。舞鶴工場の数値については、舞鶴市労政課調

〔表11〕 日立造船舞鶴工場離職票発行状況

(78.5.15現)

区 分	年 齢 構 成	年 齢 別 構 成					計
		～39歳	40～44	45～49	50～54	55歳 以上	
舞 鶴 (本 所)	男	・	3	27	100	88	218
	女	・	・	2	1	・	3
	計	・	3	29	101	88	221
舞 鶴 (出張所)	男	・	・	16	34	32	82
	女	・	・	1	2	・	3
	計	・	・	17	36	32	85
小 計	男	・	3	43	134	120	300
	女	・	・	3	3	・	6
	計	・	3	46	137	120	306
その他の 京都府内	男	・	・	5	13	11	29
	女	・	・	1	・	・	1
	計	・	・	6	13	11	30
小 浜	男	・	・	9	21	17	47
	女	・	・	・	・	・	・
	計	・	・	9	21	17	47
そ の 他	男	・	・	・	1	・	1
	女	・	・	・	・	・	・
	計	・	・	・	1	・	1
総 計	男	・	3	57	167	148	377
	女	・	・	4	3	・	7
	計	・	3	61	172	148	384

〔資料出所〕 舞鶴市労政課調べ。

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

二〇七(一九五)

地域別にみれば、市内居住者が三〇六名でその大部分を占め、市外では小浜の四七名が目だっている。

このような「希望退職」の募集とともに、社外工の削減も一層拡大し、七九年四月までに社外工はすべて整理することが計画されていた。<sup>(4)</sup>また、七八年三月以降、場外下請企業の

従業員も急速に減少している。

他企業への従業員への派遣が大規模になるのもこの時期であった。それは最盛期には五五〇名を超え、七九

年二月段階の派遣比は全従業員の二八・三%、現場部門に占める比率は二五・九%に達している。派遣先は日立製作所関係の家電・コンピュータ工場と日立の建築関係の会社で、また、派遣条件は派遣先の企業が日立造船就労時の賃金を保障し、賞与・福利厚生費を日立造船が負担するというものである。派遣期間は三ヶ月から半年であるが、再々にわたって延長措置がとられ、他社派遣が完全に打ち切られたのは、八〇年三月になってからのこと

〔表12〕 日立造船舞鶴工場における年齢別従業員構成の変化（78年）

	3月15日現在		6月1日現在	
	従業員数	比率(%)	従業員数	比率(%)
29歳以下	673	24.9	664	29.6
30～39歳	785	29.1	772	34.4
40～44歳	392	14.5	388	17.3
45～49歳	313	11.6	247	11.0
50～54歳	338	12.5	161	7.2
55歳以上	198	7.3	14	0.6
計	2,699	100.0	2,246	100.0

〔資料出所〕 舞鶴市労政課調べ。

〔表13〕 工場内下請企業の従業員数の変化と業種

	78年2月	79年2月	業種		78年2月	79年2月	業種
	平均	平均			平均	平均	
池田電機	3	3	電気	中央産業	6	3	除装 塗装 仕配
協誠電機	15	6	電気	同和工業	37	29	管 接付
協栄工業	24	26	鋳造	東園工業	31	5	溶 接
栗原工業	2	3	電気	平和熔工	19	—	溶 接
小山工業	22	8	塗装	舞鶴工務所	29	5	塗 装
西肥外業	20	3	溶取 接付	松本産業	7	13	鋳 造
鈴木設備	5	—	溶接	計	13社 220	11社 104	

〔注〕 材料業者持、請負工事を除く。

鋳造関係企業（協栄工業、松本産業）の従業員は増加しているが、これは因島工場の鋳造部門が舞鶴工場に移管されたためである。

〔資料出所〕 舞鶴市「不況に伴う離職者の状況（その3）」79年2月。

〔表14〕 日立造船舞鶴工場における社外派遣員の推移

年 月	78/7	10	79/1	4	7	9	10	11
人 員	90人	376	442	554	411	442	100	100

〔資料出所〕 舞鶴市「不況に伴う離職者の状況（その4）」79年10月。

であった。

〔表15〕 日立造船舞鶴工場における79年3月6日時  
点における社外派遣の現状

1. 日立製作所関係（家電、コンピューター部品等）	
茂原工場	38人（9/20まで）
武蔵工場	192人（うち73人6/20まで、50人4/9派遣予定）
小田原工場	50人（9/20まで）
神奈川工場	50人（3/21以降は40人）
栃木工場	94人（うち40人5/31まで、53人3/21～8/20派遣予定）
計	424人
2. 日立建機関係（建設機械等）	
茨城工場	36人（9/20まで）
酒井重工	26人（7/20まで）
計	62人
合計	486人
3. 派遣比（54.2.1現在）	
従業員	2,137人
派遣	392人
派遣比	18.3%（現業部門に占める比率25.9%）

〔資料出所〕 舞鶴市「不況に伴う離職者の状況（その3）」79年2月。

2 舞鶴市における大量離職者の発生状況と雇用問題の所在

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題（湯浅）

(1) 舞鶴市における大量離職者の発生状況と離職者の性格  
前章で検討した二大企業の一つ、日立造船舞鶴工場における大量離職者、さらに、舞鶴工場の場合、場外下請企業における離職者の発生は、地域経済が二大企業に特化した舞鶴市においては、それ自体きわめて大きな影響を持つものであることは明白であろう。しかも、舞鶴市の場合、造船以外の主要産業、すなわち、紡績、縫製、合板、ニッケル、ガラスは、最後のガラスを除いていずれも構造不況業種に属し、円高不況が続くなかで、あいついで離職者を発生させたばかりか、二大企業の一つ、日本板硝子舞鶴工場も「経営合理化」を口実に大規模な「雇用調整」を実施した。こうして、舞鶴市は円高不況が深化するなかで、その深刻な影響が地域社会全体をおおひ典型的な失業多発地域となった。

舞鶴市においてこのように多発的に発生した大量離職者の正確な数を把握することは困難であるが、「特定不況業種離職者臨時措置法」にもとづいて、七七年一二月から七八年七月までの期間に「離職者援助計画書」を提出した企業は、日立造船関係一三社、他の造船会社二社、繊維二社、ニッケル一社、合板一社の計一九社で、これらの企業のみで、解雇予

二〇九（一九七）

定者は総計七三〇名にのぼっている。この他にも、大和紡績舞鶴工場が七七年八月に二五名の離職者を、ニッケルの日出化学舞鶴工場が七八年一月に第二次の「希望退職」一二二名を、また、前述の日本板硝子舞鶴工場も七八年三月に三三二名の「希望退職」を募集した。さらに、七九年にはいると日立造船関係二社が二六人の離職者を出している。

この倒産の影響を受けた労働者の数は三三二名である。このような多発的な失業発生の結果、失業が最悪化した七八年六月には月間有効求職者が三、〇二八人（七六年同月一、九七八人、七七年同月二、一四七人）にはねあがる一方、有効求人数は八六六人（七六年同月九八六人、七七年同月一、〇三九人）で、月間有効求人倍率は〇・二九という水準に低迷するに至った。<sup>(5)</sup>

（78年10月13日現在）

市の基幹産業における大量離職者の発生は、地域全体の消費需要を著しく削減し、関連企業以外の企業や商店を倒産にまきこみ、地域経済の解体化をおし進める。七七年六月から七九年一月にかけての企業倒産件数は二二社で、

50～54歳			55歳以上			合計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
129	127	2	124	124		295	290	5
1		1	5	5		6	5	1
			5	5		5	5	
			9	6	3	11	8	3
2	2		5	5		8	8	
5	1	4	3	2	1	8	3	5
2	2		9	9		20	16	4
						3	3	
			1	1		1	1	
						1	1	
			2	1	1	3	1	2
1		1	3	2	1	6	4	2
5	4	1	3	3		9	7	2
			2	2		6	6	
						3	3	
						2	2	
8	3	5	13	6	7	37	17	20
4		4	5	1	4	21	2	19
3	1	2	3	2	1	13	4	9
160 (34.9)	140	20	192 (41.9)	174	18	458 (100%)	384	74

離職者の最大の  
特徴はなによりも  
それが高年齢層に  
集中していること  
である。〔表16〕  
によるならば、離  
職者のうち四四歳  
以下はわずか一〇  
％で、他方五〇歳  
以上が全体の七七  
％を占めている。  
これは日立造船舞  
鶴工場の離職者が、  
すでに指摘した退  
職金の割増しによ  
って五〇歳以上の  
高年齢層に集中し  
たこと、また、下  
請企業の場合、従

〔表16〕 特定不況業種離職者援助計画書認定状況

事業所名	認定年月日	解雇予 定者数	解雇者のうち公共職業					
			～44歳			45～49歳		
			計	男	女	計	男	女
日立造船舞鶴工場	78. 3.27	420	2	2		40	37	3
同和工業 (城内下 請企業)	3.28	5						
	3.22	42						
舞鶴工務所 ( " )	1.28	5						
松本産業 ( " )	1.28	14	2	2				
協栄産業 ( " )	1.28	7	1	1				
	4.26	11						
中央産業 ( " )	1.28							
	4.26							
鈴木設備 ( " )	2.24	26	7	3	4	2	2	
平和熔工 ( " )	3.30	12	3	3				
舞鶴設計所 ( " )	4.24	1						
西肥外業 ( " )	7.13	10	1	1				
千代田工業 ( " )	3.30	1		1				
	7. 1							
舞鶴機械工業 ( " )	3.30	8	2	2				
塩谷造船	5. 8	12				1		1
トゥケン (造船関係)	9.28	7	3	3		1	1	
和弘商会 ( " )	9.14	3	3	3				
日之出化学舞鶴工場	7.22	20	2		2			
	9.25							
九甚合板工業 (合板)	2.17	14	6	4	2	10	4	6
	3.22	35						
弥栄繊維 (繊維)	5.17	22	8		8	4	1	3
三勝工業 ( " )	7.15	27	6	1	5	1		1
合 計		718	47 (10.3)	25	22	59 (12.9)	45	14

〔資料出所〕 舞鶴市「不況に伴う離職者の状況(その2)」78年11月。

業員の年齢構成がかなり高齢化していたことを反映したものと  
 と思われる。このなかで、日本板硝子舞鶴工場の離職者のみ  
 が例外で、四〇歳以下の者が四二%を占めている。

舞鶴市のような特定不況地域にとつては、離職者の基本的  
 性格が高年齢層であるということは、その地域経済にきわめ  
 て重くのしかからざるをえない。すでに述べたごとく、舞鶴  
 市においては、特定企業に特化した地域経済の構造が長期に  
 わたつて固定化されてきたため、高度成長期には若年層を中  
 心に人口の流出傾向が続いてきた。このため、市の年齢構成  
 は京都府や全国平均よりも高齢化している。<sup>(6)</sup>このような二重  
 三重の悪条件下のもとでは、失業した高年齢層の再就職はき  
 わめて困難な問題とならざるをえない。ちなみに、七八年六  
 月における中高年労働者の月間有効求職者数は一、五〇九名  
 に達し、有効求職者数に占めるその比率は過半数に達してい  
 る。<sup>(7)</sup>

(2) 雇用問題の所在

我が国における伝統的な失業対策は農業への失業者の吸収  
 と、失業対策事業であった。舞鶴市においても、過去、造船  
 不況のたびに失業者は失対事業に吸収されてきた。

〔表17〕 舞鶴市における倒産企業 (77年6月～79年11月)

企 業 名	時 期	従業員数	企 業 名	時 期	従業員数
北田建設	77年6月	13人	二和工業所	78年10月	27人
山根船舶	7月	57	前場建設	79年1月	
鋼和鉄工業	8月	15	上仲商店	1月	
昇栄工業	11月	13	美建	4月	8
竹八管工	78年1月	24	タモト工芸事務所	4月	
衣川工業所	1月	26	丹栄鉄工	7月	60
前田鉄用品	4月	12	義見工業(建築板金)	7月	28
舞鶴田酒	5月	3	丹栄設備	9月	9
高田ウケ	6月		池上住設	10月	14
トアルミ	9月	6	霜尾冷機	11月	
加藤商行	9月				
三丹商行	10月	17	計	22社	332人

〔資料出所〕 舞鶴市「不況に伴う離職者の状況(その1)」78年8月。



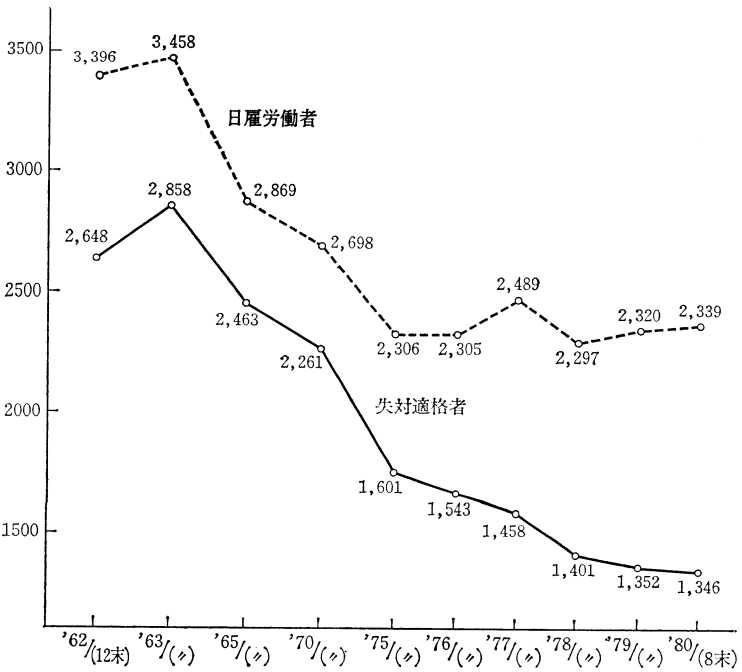
〔表18〕 日本板硝子舞鶴工場における「経営合理化」による離職者の発生状況 (73年3月)

地域	年齢	～39歳	40～44	45～49	50～54	55以上	計
		市内	86	26	35	106	
	男女	39	9	2			50
	計	125	35	37	106		303
市外	男女	11	2	5	9		27
	計	18	3	5	9		35
合計	男女	97	28	40	115		280
	計	46	10	2			58
		143	38	42	115		338

〔資料出所〕 舞鶴市『不況に伴う離職者の状況(その2)』78年11月。

舞鶴市における労働市場の重要な特徴の一つは、人口に比して膨大な失対事業紹介対象者と、日雇労働者が今日においても存続していることである。これは次のような歴史的背景に規定されたものとして一般的に説明され

〔表19〕 舞鶴市における日雇労働者と失対紹介者の推移



〔資料出所〕 舞鶴公共職業安定所『失業対策事業監査資料』80年9月。

ている。

第一に、戦時中、海軍によって膨張した軍港都市が敗戦によって軍および軍需工場が閉鎖され、多数の失業者が発生したこと。

第二に、旧海軍工廠は飯野産業として引継がれたが、四九年の造船不況によって数次の人員整理がおこなわれ、多数の失業者が発生したこと。

第三に、敗戦により外地からの引揚者のなかで身よりのないものが当地にそのまま残留したこと。

第四に、朝鮮人の引揚問題がこじれ、引揚者がそのまま当地に残留したこと。

第五に、朝鮮戦争後、駐留軍関係離職者が発生したこと。<sup>(8)</sup>

しかしながら、以上のような歴史的条件のもとで膨大な失対事業紹介対象者が形成されてきたとしても、今日まですでに二五年以上が経過している。このような膨大な数の失対事業対象者の存続も、これまでくり返し指摘してきた舞鶴市における地域経済の構造を考慮にいれることなしには理解されえないであろう。それゆえ、このことは反面、舞鶴市のような特定不況地域の場合、多くの限界を持つとはいえず失対事業が、地域の雇用保障においてきわめて大きな意義を持つてきたこと、したがって、地域において雇用を確保しようとする

ならば、国家的な雇用の創出がいかに重要であることを唆している。また、他の地域に比して舞鶴市においては、失対事業の賃金が地場賃金を規制し、ひいては地域全体の賃金を規制していることが重要である。しかし、今日、この失対事業ですら完全な打切の方向で整備されてきている。

周知のように、「高度成長」期においては、構造不況地域の労働者は、労働力流動化政策によって、失対事業への流入を抑制されつつ、広域職業紹介と各種の給付金によって他地域へ流動化させられてきた。しかし、現在は「高度成長」期とは異なつて、他地域での雇用吸収力も乏しく、また、多少条件のよい雇用機会があったとしても、離職者の中核が中高年齢労働者であるがゆえに、他地域への移動はきわめて困難である。こうしたなかでは、特定不況地域における中高年齢労働者を中心とする離職者は、「中核企業」による全社規模での合理化と人員削減の規制がその前提条件となるとしても、政府や自治体によって、経験豊富な中高年齢労働者にふさわしい雇用機会の創出がなければ、長期にわたって失業者として労働市場に滞留せざるをえないであろう。

次章の課題は、これまでの分析を基礎におきつつ、特定

不況地域に対する政府の雇用政策との関連において離職者の動向を分析し、政府の雇用政策の役割を説明することにある。

(1) 戦後日本の造船業が総合重化学工業としての発展を強めなければならなかった歴史的要因については、上滝隆生「長崎県造船工業過程と下請企業利用形態の発展」『福岡大学研究所』第七号、を参照。

(2) 造船は労働集約型産業であるがゆえに、造船比率の高さは、日立造船における労働者一人当りの売上高を低くみざるをえなく、この側面からも合理化圧力がかけられることになる。

(3) 日立造船労働組合『週刊レロ』第二三四号より。

(4) 社外工の整理は社外派遣が急速に増大することによって、企業戦略上五〇名が維持された。

(5) 以上の数値は、舞鶴市公共職業安定所『業務概況』にもとづく。

(6) この点について、京都府立中小企業総合指導所『舞鶴地域振興診断報告書』八〇年三月、四ページを、参照。

(7) 舞鶴市公共職業安定所、前掲書、より。

(8) 舞鶴市公共職業安定所『失業対策事業監査資料』八〇年九月、より。

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

#### 四 特定不況地域に対する

政府の雇用政策と離職者の動向

##### 1 特定不況地域に対する政府の雇用政策

特定不況地域に対して政府は、構造不況業種に属する「中核企業」を対象に「特定不況産業安定臨時措置法」を、系列下請関連企業・地元周辺企業を対象に「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を制定し、「中核企業」を中心に国家資金による合理化とその救済をはかりつつ、離職者対策として、「中核企業」・系列下請関連企業の離職者を対象に「特定不況業種離職者臨時措置法」を、さらに、特定不況地域の離職者全体を対象に「特定不況地域離職者臨時措置法」を制定している。本節の課題は、この両離職者対策の内容を概略しつつ、その基本的性格を確定することにある。

わが国における雇用法制上の基本法とされるのは、一九六六年に制定された雇用法である。これは「超完全雇用状態」と想定し、雇用対策としてそれまで先行的に実施されてきた労働力流動化政策を集大成した。その政策措置としては、

失業保険給付を一般的に制限しつつ、労働者の流動化を条件としてのみ特例措置として、保険給付期間の延長と各種の給付金の支給を定め、さらに、転職のための職業訓練を重視しているところにその特徴がある。

七四年の失業保険から雇用保険への改組の目的は構造不況下においてこのような方向を一層強化することにあつた。すなわち、その基本は高度経済成長期以上に激しい労働者の流動化を、構造不況下において強行することにおかれた。本稿の関連においてのみ指摘するならば、この改組によって、退職時の年齢によって給付期間に格差がつけられたこと、雇用保険四事業を創設することによって、事業主への給付金の支給が制度化されたことが注目される。

このような基本法たる雇用対策法・雇用保険法に対して、両離職者対策はいわば補完的な位置にたつものであるが、「特定不況業種離職者臨時措置法」は次のような離職者対策を定めている。

第一に、事業規模の縮小を行なおうとする特定不況業種事業主は、労働組合等の意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならない。

第二に、公共職業安定所長は再就職援助等に関する計画に含まれる離職者に対して、特定不況業種離職者求職手帳を発給すること。

第三に、国は手帳所持者に対し、訓練待期手当または就職促進手当、広域求職活動費、移転費その他の給付金を支給すること、都道府県は、訓練手当、職場適応訓練費を支給することができることとする。

第四に、四〇歳以上の手帳所持者に対して、雇用保険の特例措置と九〇日の延長給付を支給することができる。

第五に、手帳所持者の雇用を促進するため、手帳所持者を継続して雇用する事業主に助成金を支給することができることとする。

第六に、必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

第七に、労働大臣は国、地方公共団体等が計画実施する公共事業に関し、特定不況業種離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

この法律によれば、不況業種の離職者には手帳が発給され、四〇歳以上の離職者の場合、雇用保険給付プラス九〇日の延長給付を受け、さらに、雇用保険を受給しつつ一年間職業訓練校に入校し、また、それぞれ一年間の訓練待期手当や就職促進手当を受給できることになっている。しかし、この法律

は失業の「予防」でなく離職を前提とし、そのうえ、その対象は国家資金による合理化に伴って発生した離職者に限定され、しかも、九〇日の延長給付は四〇歳以上の者に限定され、また、離職者に対する措置も保険の給付期間の特例措置と就職促進手当や就職促進給付を基本としたもので、全体として雇用保険制度の枠内における対応にすぎない。

この法律の後、その対象を業種から地域に拡大した「特定不況地域離職者臨時措置法」が成立するが、その内容は以下の如くである。

第一に、四〇歳以上の特定不況地域の離職者に対して雇用保険の延長措置として九〇日の延長給付を支給すること。

第二に、国および雇用促進事業団は特定不況地域離職者の再就職を容易にするために、必要な職業訓練を迅速かつ効果的に実施するために特別の措置を講ずること。

第四に、特定不況地域については、国、地方公共団体等が計画実施する公共事業に関して、特定不況地域離職者の吸収制度を設けること。

見られるように、この法律は保険給付の延長によって離職者の生活を保障し、公共事業による吸収制度によって地域における就業機会を確保しつつ、職業訓練によって他の産業へ

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題（湯浅）

の転換を企図したものにすぎず、地域の名がつけられていても、不況地域の経済構造になんら手をふれるものではない。これをさきの「特定不況業種離職者臨時措置法」と比較する

ならば、その前進面は、九〇日の延長給付の対象が不況地域全体の離職者に拡大されたことと、公共事業に離職者の吸収制度が設けられたことにあり、その反面、構造不況業種以外の不況地域の離職者には就職促進給付の支給は除外されている。したがって、それは、全体として、「特定不況業種離職者臨時措置法」に対して補完的な位置を占めるにすぎない。

以上、本節の考察を要約するならば、「特定不況業種離職者臨時措置法」と「特定不況地域離職者臨時措置法」とは、雇用保険と職業訓練の特例措置と、公共事業による離職者の吸収制度からなり、雇用対策法・雇用保険法体制の枠内において、それを補完するものとして位置づけられているところにその基本的性格があり、さらに、後者が前者を補完するという関係にある。したがって、特定不況地域に対しても政府の雇用政策は、保険給付を一般的に低位に押え、一部の雇用の困難な労働者のみに限定して臨時的・緊急的のみに、給付期間を延長したり、各種の給付金を支給するという政策論理

が貰われている。しかも、現行保険制度のもとでは、退職前の賃金を基準に給付金が支給されるため、給付期間が延長されても、賃金水準の低い中小企業離職者はきわめて不利な状況におかれざるをえなく、雇用政策には二重・三重の格差が固定化されていると、言うことができよう。<sup>(1)</sup>

## 2 離職者の動向と雇用政策の現実的役割

### (1) 離職者の動向

日立造船舞鶴工場の離職者三八四名のうち、市内居住者は三〇六名で、このうち、公共職業安定所に求職をしたのは、七八年五月現在、二八四名（最終的には、二九五名から二九七名）である。以下の分析対象は市内居住者のなかで公共職業安定所に登録した離職者に限定される。

大企業労働者であるとともに、すでに指摘したように、その年齢構成がきわめて高かったため、離職者の手当日額と給付期間は最高級に属している。基本手当の給付期間は、職安に求職を受理された二八四名のうち内容の不明な二名を除いて、したがって二八二名のうち、一八〇日が二名、二四〇日が一九九名、三〇〇日が三名で、これにそれぞれ九〇日の延長給付が加わる。したがって、受給終了日は七九年の二月、

〔表20〕 日立造船離職者求職受理状況（78年5月25日）

項目	年齢	年 齢 構 成					計
		～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	
本 所	男	・	2	26	94	79	201
	女	・	・	2	1	・	3
出張所	男	・	・	15	32	30	77
	女	・	・	1	2	・	3
計	男	・	2	41	126	109	278
	女	・	・	3	3	・	6
	計	・	2	44	129	109	284
	%	・	0.7	15.4	45.4	38.3	100%

〔資料出所〕 舞鶴市労政課調べ。

五月、七月ということになる。また、基本手当日額は二等級（日額、二、九九〇円）から二六等級（三、六三〇円）が七名で、残りは三二等級（四、七六〇円）から三六等級（五、四六〇円）である。この結果、全体として見れば、二四〇日から三

〇〇日(九〇日の延長給付)の給付期間を持ち、三五等級から三六等級の基本手当当日額の支給を受ける離職者が全体の八六・四%を占めている。

離職者の希望職種と賃金は「表23」に示されている。まず希望職種であるが、運転職二名、警備・守衛六名、大工・木工八名、自動車整備一名というように、他の職種への転換を希望する者は非常に少なく、ほとんどの者が前職を希望している。ちなみに、最初から職業訓練校を希望する者はわずかに五名であった。希

〔表21〕 日立造船離職者の給付日数と支給終了日 (78年5月22日)

給付日数	性別		計	支給終了日	%
	男	女			
90日	・	・	・	・	・
180日	2	・	2	53.11.12	0.7%
240日	163	6	169	54. 1.11	59.9%
300日	111	・	111	54. 3.11	39.3%
計	276	6	282	・	100%

〔資料出所〕 舞鶴市労政課調べ。

〔表22〕 日立造船離職者の保険日額等級と受給日数 (78年5月25日)

等級	給付日数	90日		180日		240日		300日		合計			%
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
20	2,760												
21	2,860												
22	2,990			1			1			1	1	2	0.7
23	3,140						4				4	4	1.4
24	3,300												
25	3,460												
26	3,630						1				1	1	0.3
27	3,800												
28	3,980												
29	4,160												
30	4,350												
31	6,550												
32	4,760												
33	4,980						5		3		8	8	2.8
34	5,210			1			17		5		23	23	8.1
35	5,400						17		6		23	23	8.1
36	5,460						124		97		221	221	78.3
計				2		163	6	111		276	6	282	100

〔資料出所〕 舞鶴市労政課調べ。

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

〔表23〕 日立造船離職者（男子）の希望別賃金・職種

職 種	年 齢	～10万	～15万	～20万	職 種	年 齢	～10万	～15万	～20万
電 気 工	～39				クレーン	～39			
	40～44					40～44			
	45～49		3	1		45～49	1	3	2
	50～54					50～54		8	1
	55～	1			55～		4	3	
鋳 物 工	～39				警備・守衛	～39			
	40～44		2			40～44			
	45～49					45～49			
	50～54					50～54		2	
	55～	1	3		55～		4		
ボ イ ラ ー	～39				設 計	～39			
	40～44					40～44			
	45～49		1	1		45～49			
	50～54		2			50～54		1	4
	55～		2	2	55～		4	6	
溶 接 工	～39				事 務	～39			
	40～44		1			40～44			
	45～49		1			45～49			
	50～54		4	2		50～54	2	2	1
	55～	1	3		55～		12	3	
大工・木工	～39				現 図 工	～39			
	40～44					40～44			
	45～49		1			45～49		1	
	50～54		2			50～54			
	55～		4	1	55～		2	2	
配 管 工	～39				営 業 外 交	～39			
	40～44					40～44			
	45～49		1			45～49			
	50～54		7	1		50～54			1
	55～		1	1	55～		2		
雑 役 軽 作 業	～39				運 転 手	～39			
	40～44					40～44			
	45～49		8			45～49		1	
	50～54	2	4	1		50～54		1	
	55～	6	6		55～				
機 械 工	～39				塗 装 工	～39			
	40～44					40～44			
	45～49		8	1		45～49			
	50～54		31	11		50～54			
	55～	2	20	10	55～		3		
船 船 検 査	45～49		1		機 関 士 (船 舶)	45～49		1	
	55～60			1		50～54		2	
玉 掛 工	50～54		1	1	製 缶 工	45～49		1	
	55		1			50～54			1
饜 装 工	45～49		1		板 金 工	45～49		1	
	50～54		1	1		50～54		1	
造 型 工	40～44			1	潜 水 夫	55～			1
	50～54			2		船 員	50～54		1
安 全 管 理	45～49			1	自 動 車 整 備		50～54		1
	55			1		化 学 工	55～		
生 産 管 理	45～49			1	土 木 監 督		50～54		1
	55～		1	1		合 計		17	192
倉 庫 資 材	55～		1	1					

〔資料出所〕 舞鶴市労政課調べ。



望賃金に関して言えば、月額、一〇万円以下を希望する者は比較的高齢層に集中し、ほぼ一五万前後がその中心である。

さて、以上のような性格と傾向を持つ離職者の動向であるが、まず、離職後一〇ヶ月経過した七九年二月段階における公共職業安定所の調査によると、雇用保険受給中の者が二七九名で、再就職者はわずか八名にすぎない。七九年四月からは職業訓練校が開校されるわけであるが、同じ年の一〇月の調査によれば、訓練校入校中が一三七名、就職促進手当受給中が五四名、再就職者が八四名である。したがって、かなり強引に推量するならば、八〇%以上の離職者が雇用保険の受給を完了し、その後、職業訓練校への入校を主流としつつ、就職促進手当の受給者と、再就職者にその動向が分解したということになる。職業訓練校は八〇年の三月に終了したが、入校者のうち一三名が入校中に、さらに、三〇名が終了後に再就職しているが、なお、九九名が一ヶ月の終了手当を受給している。しかし、八〇年八月の調査によると、再就職者は二六〇名に急増し、就職促進手当を受給し求職活動をしている者はわずか四名にすぎなくなっている。

離職者の動向を要約するならば、八〇%以上の者が雇用保

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

険の受給を完了し、さらに、職業訓練校に入校するか、就職促進手当を受給し、したがって、全体の五〇%以上の者が二年間におたって援護措置を受け、八〇年四月以降急速に再就職したということになる。それゆえ、離職者の動向の最大の特徴は、その失業期間の長期性にある。

このような離職者の再就職先については、その全体を把握することができなかったが、「表25」は職業訓練校終了者の再就職先を示している。この特徴はほとんどが鉄鋼関係で、その多くは日立造船舞鶴工場の場外下請企業である。なお、

〔表24〕 日立造船離職者の動向

	79年2月	79年10月	80年8月
雇用保険受給中	279	0	0
再就職	8	84	260 (自営4, その他2)
訓練校入校	1	137	0
就職促進手当受給	0	54	4
その他	7	20	33 (死亡, 病氣 10名)
計	295	295	297

〔資料出所〕 79年2月と79年10月は舞鶴市「不況に伴う離職者の状況(その4)」より、80年8月については舞鶴市公共職業安定所作成資料より。

このなかには協和工業や舞鶴精機といった場内下請企業も含まれている。また、日立造船労働組合が実施した八〇年六月の調査によると、再就職者一四〇人のうち四〇名は日立造船関係であるとしている。したがって、聞きとり調査等とあわせて考えるならば、離職者のかなりの部分が日立造船の下請企業に吸収されつつ、ほぼ全国的な傾向と同じように、サービスや建設業に吸収されていったと思われる。自営業への転換はほとんどなく、再就職者の比率自体はきわめて高いが、その内容を一言で述べるならば、不安定雇用であるといわざるをえないであろう。ちなみに、舞鶴市における四五歳以上の労働者の中途採用の賃金は全国・府平均よりもおしなべて低い水準にある（付表―2）を参照）。

(2) 雇用政策の現実的役割

さきに見たように、離職者が長期にわたって失業するなかで、大企業離職者にとっては、雇用保険とその延長給付が失業中の生活保障とし

〔表25〕 職業訓練校終了生（日立造船離職者の再就職先）

年齢	訓練科目	希望職種	希望賃金	最終職種	再就職先
59	機械科	機械	12	製かん工	鉄鋼関係（機械工）
55	板金科	塗装	15	塗装	〃（鉄工）
50	板金科	鉄工関係	14	製かん工	〃（鉄工）
47	板金科	ブルドーザー	20	運転手	—
52	板金科	製かん	13	製かん工	〃（鉄工）
53	板金科	ガス溶接	15	溶接・仕上・クレーン	〃（仕上）
49	板金科	電気マキ	15	電気・溶接	〃（鉄工）
46	板金科	電マキ	15	電気・溶接・マーキン	〃
50	板金科	鉄工	12	取付	〃（板金工）
57	板金科	パイプ工	15	配管	〃（仕上）
47	塗装科	塗装	20	クレーン運転手	〃（鉄工）
50	塗装科	塗装	12	天井クレーン運転手	〃
55	塗装科	鉄工	17	鉄工	—（鉄工）
51	溶接科	鉄工	15	鉄曲工	〃（鉄工）
53	機械科	配管	18	配管	〃（鉄工）
一	板金科				〃（板金工）
55	木工科	木工	15	鑄型員	〃（鉄工）
57	機械仕上	設計	15	設計	設計関係（設計師）
59	溶接科	軽作業	10	機械・ボール盤	鉄鋼関係（機械工）
54	溶接科	機械仕上	15	仕上組立	〃（仕上）
59	溶接科	鉄工	12	器具修理	〃（鉄工）

〔資料出所〕 舞鶴総合高等訓練校提供資料より作成。

てきわめて大きな役割を果たしたのは当然のことである。ここの課題は離職者の動向を各雇用諸施策の展開とかかわらせて把握することによって、各雇用諸施策の現実的役割を確定することににある。

この点において、まず注目されるのは、職業訓練校に非常に多くの離職者が殺到したことである。すでに指摘したように、当初から職業訓練を希望していた者はわずか一五名で、その多くは臨時に開講された七八年一〇月に入学している。なお、この一〇月生の中心は、年齢構成が比較的若く、雇用保険給付期間の短かった日本板硝子の離職者であった。

日立造船の離職者が職業訓練校に殺到したのは雇用保険が終了する七九年四月の開講時で、入学定員一〇八名に対し応募は一八六名にも達した。このため、「特定不況地域離職者臨時措置法」にもとづいて、プレハブが急拠建てられ、特例措置として一三四名の入学が許可された。よく指摘されるように、職業訓練校への入学は職種転換を目的としたものではなく、それによって入学期間中、保険給付がさらに延長されるためである。たとえば、訓練生が職種転換を希望したとしても、地域全体が不況にあえぐなかでは、きわめて困難であり、

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

(表26) 1979年度能力再開発訓練 4月入校生入校選考結果及び入校者状況

訓練科名	定員	応募	受験数	合格数	入校数	事業所別入校			応募者の年齢別内訳				
						日立	板硝子	その他	~24	25~34	35~44	45~54	55~
第一機械	10	3	3	16	16	15	1					6	10
板金	20	41	36	26	26	24	1	1	1			16	9
木工	10	66	65	20	20	16	2	2			1	13	6
塗装	20	32	30	26	26	25		1	1			7	18
仕上	10	9	8	12	11	10	1					3	8
溶接	13	16	14	13	13	10		3				6	7
自動車整備	10	14	13	8	7	2		5	4	1			2
農機整備	15	5	5	15	15	10	1	4				4	11
合計	108	186	177	136	134	112	6	16	6	1	1	55	71
地区別	舞鶴地区	176			128								
	福知山、綾部	2			2								
	峰山、宮津	7			4								
	その他の	1											

(資料出所) 舞鶴総合高等訓練校提供資料。

したがって、職業訓練校への入校も事実上の延長給付としての機能を果たしたとすることができよう。なお、職業訓練校に入校できなかった離職者は職業促進手当を受給したが、その手当額は最高月額が三、一〇〇円で、保険給付よりもかなり低い水準におかれている。

これに対し、雇用保険四事業の利用はほとんどなく、唯一利用されたのは中高年雇用開発給付金のみである。これについては後に指摘することにした。

不況地域に対する雇用政策のもう一つの柱は、公共事業の重点的実施と、これへの離職者の吸収である。これは不況地域において失業が激化するなかで、政府といえどもある程度国家的な雇用の創出をはからなければならなかったためであるが、他方においては、失対事業を打切るといのように、政府はきわめて矛盾にみちた対応に終始した。しかも、離職者の吸収率が四〇％に定められても、離職者の吸収は極端に低く、造船離職者の吸収はほとんど皆無であり、それは雇用政策の破綻を典型的に示している。この原因は民間の建設業者がすでに十分な手持労働者を保有していたこと、また、無技能労働で、しかも保険水準以下の低賃金であったためであ

る。

したがって、構造不況地域の離職者対策として現実的な機能を果たしたのは雇用保険の延長給付と、事実上の延長給付たる職業訓練のみであった。地域において不況が深化するなかで、造船離職者は失業中の唯一の生活保障として保険給付にしがみつかざるをえなかったわけである。しかし、保険給付が唯一の離職者対策であったため、給付期間が終了し、さらに

〔表27〕 1979年度民間公共事業施行と離職者の紹介状況

事業種目	項目	件数	工事金額	使用予定人員			紹介数
				実人員	延人員	手持労働者	
道	路	5	39,970,000	12	574	529	45 (1)
	河	2	11,980,000	6	552	0	0
通	信	2	121,100,000	2	20	0	0
	港	3	54,240,000	8	510	510	0
山	湾	3	114,299,000	26	3,822	522	480 (2)
	林	7	426,850,000	37	1,516	898	0
文	教	1	19,800,000	4	130	0	52 (1)
都	市						

注 ( ) は実人員。

〔資料出所〕 舞鶴公共職業安定所「失業対策事業監査資料」80年9月。

造船の景気が一定回復するとともに、大企業の離職者といえども、すでに見たように、不安定雇用者として造船関連下請企業やサービス業に再吸収されざるをえなかった。職業訓練校終了後、さらに、就職促進手当を受給することも可能であるが、日額は最高三、一〇〇円で地場賃金よりもかなり低い水準でしかなく、たとえ不安定雇用であったとしても、就業機会があれば再就職したほうがましな状況におかれることになる。

このような離職者を不安定就業者として再吸収するうえで、前述の中高年雇用開発給付金は重要な役割を果たした。「表28」によれば、離職者の再就職が活発化した八〇年の四月から六月にかけてその利用は急増し、しかも、その利用主体は中小企業ばかりである。

他方、一般に地場賃金の水準が一  
二万円といわれている地域において、

〔表28〕 舞鶴市における中高年開発給付金の利用状況

年 度	年 齢	計			左のうち中小企業		
		資格 決定	支 給		資格 決定	支 給	
			人 員	金 額 (千円)		人 員	金 額 (千円)
78	中	23	16	8,451	22	15	3,226
	高	21	19	5,330	21	19	5,330
	計	44	35	8,782	43	34	8,557
79	中	113	37	18,273	112	37	18,273
	高	102	56	27,788	100	55	27,788
	計	215	93	46,759	212	72	46,061
80	4	40	8	4,921	39	7	4,239
	5	43	18	9,821	39	18	4,828
	6	25	22	14,800	25	22	14,800
	7	17	23	6,446	17	23	6,446
	8	15	24	17,153	15	23	17,033
	9	19	59	33,541	19	58	33,257
	10	14	49	31,143	14	48	30,626
	11	9	34	17,010	9	34	17,010
	12	28	41	38,782	24	4	38,093
	1	5	38	25,191	5	38	25,191
	2	14	46	25,594	13	45	25,247
	3	13	69	42,315	12	68	41,793
	計	242	431	266,727	231	424	258,563

〔資料出所〕 舞鶴市公共職業安定所調べ。

給付期間が延長されても、中小企業離職者にとっては給付水準は低く、雇用保険は失業中の生活保障にはなりえない。かかる意味において、この時期における日雇労働者の増大は看過することができない問題である。すなわち、中小企業離職者の最後の拠所ともいえるべき失対事業の廃止が強行されるな

かで、彼らの一部は日雇労働市場に転落せざるをえないことになる。「表29」と「表30」は、七八年度と七九年度において日雇労働者が急増していることを示している。

舞鶴市において、さらに注目すべき点は、日立造船労働組合が離職者の受け皿として、組合員の資金を出資して労務請負業・友愛サービスを設立したことである。これは冠婚葬祭を含めたあらゆることに労務を提供する企業であるが、舞鶴市のような地方都市において、一定規模の組織だった労務請負会社の設立は、日雇労働市場の競争を激化させ、その労働条件と賃金をおし下げざるをえない。

以上で示された、大企業離職者の不安定労働市場への編入、中小企業離職者の部分的な日雇労働市場への転落、日雇労働市場における競争の激化は、構造不況下において不安定労働市場が拡大編成されたことを意味するが、最後に、このような諸結果をもたらした政府の雇用政策を総合的に評価したい。

(3) 小括

〔表29〕 民間日雇求職者の手帳交付状況推移

	本 所			出 張 所		
	計	男	女	計	男	女
73年度				1,294	111	183
74年度				324	121	203
75年度	498	271	227	345	147	198
76年度	571	295	276	359	173	186
77年度	432	233	199	374	195	179
78年度	655	377	278	369	199	170
79年度	781	446	335	293	158	135

〔資料出所〕 舞鶴公共職業安定所『失業対策事業監査資料』80年9月。

〔表30〕 民間就労者日雇求職給付金受給実人員

	本 所			出 張 所		
	計	男	女	計	男	女
77年度平均	514	345	169	264	120	144
78年度平均	503	360	143	276	137	139
79年度平均	805	470	335	247	141	106
80年8月現在	821	456	365	244	134	110

〔資料出所〕 舞鶴公共職業安定所『失業対策事業監査資料』80年9月。

特定の労働者に限定した保険給付の延長や就職促進手当の支給は一九五九年に制定された「炭鉱離職者臨時措置法」によってその先鞭がつけられた。しかし、給付の延長や就職促進手当の支給は失業者の生活保障を目的としたものではなく、

失業者と他産業・他地域へ流動化させるための処置で、流動化が給付の条件とされていた。<sup>(2)</sup>

地域に就業機会が乏しく、また、失業者が高年齢層に集中し、したがって、他地域への移動が困難という条件のもとで、今日においては、保険給付と職業訓練を含めた延長給付が、従来の位置づけとは異なって、失業中の唯一の生活保障として機能した。かかる意味において、政府の雇用政策の原理的破綻は明確である。しかし、ここで根本的に重要な点は、かかる政策運営によってのみ地域における国家独占資本主義の危機の顕在化が回避されたことである。

はじめにおいて提起したように、「中核企業」における合理化と人員削減は地域全体に不況を拡大し、このことよって地域における反失業運動の客観的基盤を拡大せざるをえない。すなわち、「中核企業」の人員削減は地域経済の危機を連鎖的に拡大することによって、大企業離職者の雇用保障を彼ら独自の問題ではなく、地域全体の課題とする。したがって、反失業闘争が地域住民に支えられて発展する潜在的な可能性が拡大する。しかし、政府の雇用政策は大企業離職者と中小企業離職者を分断したのみならず、大企業離職者自体は

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

二年間にわたる失業というきわめてきびしい条件におかれたわけであるが、彼らをいわば「特権者」として地域住民から浮きあがらせた。すなわち、解雇制限の欠如、低い地場賃金とそれに追隨した低い最低賃金制、社会保障水準の劣悪さという条件のなかでは、月額一五万円の給付を受ける大企業離職者は、地域の住民にとってはなお「特権層」としてしか映らない。したがって、政府の雇用政策は離職者を不安定雇用者や日雇労働者として再吸収することによって、不安定労働市場を拡大再編しつつ、失業者相互間、失業者と住民間に分断を持ちこむことによって、反失業運動Ⅱ地域における国家独占資本主義の危機の顕在化を未然に防止する役割を果したというのが、本稿の基本的な結論である。

(1) 保険給付日数の一般的なきびきびげに対して、衆院社会労働委員会における答弁において、政府委員の細野氏は次のような理由から反対を表明している。

「一律に保険の給付日数を延長するというやり方をとりました場合、往々にして、逆に失業者の滞留を招くおそれがあるという心配があるわけでございます。そういう趣旨から、労働省としましては、従来から所定給付日数を、年齢とかそういうことと関係なしに、一律に延長することにつきましては適当でないという考え方に立っているわけでございます。」

ただ、今回の延長措置につきましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、急激に雇用情勢が悪化している地域であるということと、一方におきまして、経営の安定のための対策と相まちながら行なわれるいわば臨時、緊急の措置、こういうことで行なわれるものでございまして、その対象者につきましても、四〇歳以上の再就職が困難な方々に限るといふふうな配慮をいたしております。第八五回国会『衆院社会労働委員会議事録第2号』七八年一〇月一三日、七ページ。

(2) 高度成長期における労働力流動化政策の展開については、さしあたり、湯浅良雄「労働権の確立と労働力流動化政策」(向井、池上、成瀬編『現代福祉経済論』青木書店、七七年六月、所収)を、参照。

## 五 おわりに

造船需要の激しい低下に対して、国家財政に支えられつつ、日立造船は新設工場への新造船の集中、陸機部門の拡大と徹底的な人員削減によって対応してきた。こうしたなかで、現在、日立造船は造船需要が一定回復するとともに、造船設備の削減という枠内ではあるが、高操業率体制へ移行している。徹底的な人員削減を実施してきた日立造船はこのような高

操業率体制に対して、合理化機械の導入、事務や設計部門へのコンピュータの導入、時間外労働の増大、さらに、社外工の回復によって対応し、削減された一万七千人体制の堅持を基本戦略としている。また、社外工の拡大に対しては、経験豊かな離職者の再吸収が生産計画に組み込まれている。

「中核企業」における「減量経営」の展開とその継続の結果は、市の就業構造に反映せざるをえない。「付表13」にみられるように、七〇年代を通じて、就業構造に占める製造業従事者の数は相対的にも、絶対的にも減少し続けてきた。このような製造業従事者の減少に対比して、第三次産業、なかでも、サービス業従事者の増大はめざましく、これに伴い、婦人労働者の数も急増してきた。このようなサービス業や婦人労働者の増大は、地域における不安定雇用層の比重を拡大せざるをえない。したがって、今日、舞鶴市の労働市場の指標を表面的に見るかぎり、舞鶴市の地域経済は最悪の事態を脱し、ほぼ平静な事態に回復したかのように見えるが、(「付表14」を参照)、その内実は不安定雇用層の拡大である。

舞鶴市はこの間、「特定不況地域」に指定されると同時に、「定住圏構想」や「田園都市国家構想」の拠点都市にも指定



されてきた。日立造船舞鶴工場が艦艇専用工場として位置づけられるとともに、舞鶴港の軍港化が進行し、さらに、これと併行して、定住圏や田園都市構想にもとづいて新しい地域開発政策が展開されつつある。しかし、地方に人口を定住させるためには、その地域に多様で、しかも安定した就業機会を創出することがその前提条件となり、その際、改めて地域の雇用問題が焦点とならざるをえない。

地理的条件とその歴史的なちからからするならば、開発計画の中心は道路等の交通網の整備へ向かわざるをえない側面をもつが、単純な道路の建設は、大阪圏への従属を深化し、かえって二大企業に特化した地域経済の構造を深化させるをえないことになる。本稿の考察からするならば、就業権保障や最賃制の法的整備をまずその前提条件として、地域の産業構造の改革が展望されなければならないように思われる。こうした方向での運動の強化が望まれよう。

〔付表-1〕「事業措置の転換に対応する新しい雇用対策」によって  
制度化された6項目の制度

I 特別無給休暇制度

項 目	内 容	詳 細 取 扱
1. 目 的	現行無給休暇制度の外に、家業の応援、家族の看護のケースに特別無給休暇を与える。	1. 認定基準 左記2一(1)～(4)を勘案し、個々に認定する。
2. 対 象 者	本制度は、次の各号に該当する場合で会社が認めた場合に対し適用する。(除、女子) (1) 農繁期等において家業の応援を必要とする場合。 (2) 家族の看護を必要とする場合。 (3) 親元の罹災復旧の応援を必要とする場合。 (4) その他前各号に準ずる場合。	2. 賞 与 休暇(含、休職)期間は、賞与支給要領に定める事故欠勤とみなして取扱う。
3. 休暇付与期間	本人の申請により会社が認めた期間。ただし、6か月を越える場合はその時点から休職として取扱う。	3. 昇 給 通常どおり実施する。なお、全期間休暇(含、休職)の者は、昇給ランク別基準割当額の60%の金額で翌年度に特例昇給を行なう。
4. 休暇期間中の取扱い	(1) 賃金…支給しない。 (2) 賞与…支給しない。 (3) 勤続年数…休暇期間は、勤続年数に通算し休職期間はその2分の1を通算する。 (4) その他…現行無給休暇の場合の取扱いに準ずる。	4. 昇 給 通常どおり実施する。 ○人事考課…可能な限り行なう。評定できない場合は、職能管理規程による。 ○論文・検定…実施する。
5. 手 続	特別無給休暇を希望する者は、事前に休暇事由、期間等を明記のうえ、所属上長經由人事担当課に申請する。〔決裁者…各事業所人事担当部長〕	5. 休暇の取得 特別無給休暇期間中は、他の休暇を願い出ることとはできない。ただし、事前の年次有給休暇の取得は認める。
6. 実施期間	53年3月3日から当分の間実施する。	6. 福利厚生等の取扱い 「社会保険・預貯金等の取扱い概要…別紙1 「住宅・厚生会等の取扱い概要」…別紙2

## II 地方連絡員制度

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

項目	内 容	詳 細 取 扱
1. 目 的	全国各地に地方連絡員を設定することにより、受注を促進するとともに雇用機会の拡大をはかる。	
2. 対 象 者	退職後、地方連絡員を希望する40歳以上の職員で会社が認めた者。 (除、女子) なお、退職にあたっては「転職・転進援助制度」を適用する。	1. 認定基準 製品知識、営業適性、地域での営業力等を総合的に判断し、個々に認定する。
3. 業 務 内 容	地方連絡員は、当該地域における下記の受注活動に関する業務を担当する。 (1) 受注活動を促進するための情報収集および連絡業務。 (2) 地域の諸官庁、業者、関係先へのPR。 (3) 引合工事の入札、見積等事務手続 (4) その他当該地域における受注促進に関する業務。	原則として1県に1人とするが、2人以上の地方連絡員を認めることもある。
4. 契 約 期 間	会社と本人との間の業務委託契約によるが、一定期間の間に実績があらならない場合は契約を解除することがある。	2. 認定期間は、5年間をメドとする。
5. 報 酬 お よ び 謝 礼 金	(1) 報酬…毎月一定額を支給する。(5万円程度) (2) 謝礼金…個々の契約成立時に受注金額および受注にあたっての本人の貢献度に応じ、謝礼金を支給する。	3. 福利厚生等の取扱い。 「社会保険、預貯金等の取扱い概要」…別紙1 「住宅・厚生会等の取扱い概要」…別紙2
6. 必 要 経 費	業務に係わる必要経費(交通費、通信費等)は実費を支給する。	
7. 手 続	地方連絡員を希望する者は、所属上長経由人事担当課に申請する。 (決裁者…本社人事部長)	4. 例外適用 53年5月末までに申請があり、53年6月末までに退職する場合は、本制度を適用する。
8. 実 施 期 間	53年3月3日から53年5月末までとする。	

二三一(二一九)

### III 能力開発のための長期研修休職制度

項目	内 容	詳 細 取 扱
1. 目 的	若年層，中堅層の職員に対して，幅広い能力再開発の機会を提供するとともに今後の職域拡大の足がかりとする。	1. 認定基準 詳細認定基準は設けず，申請内容により個々に認定する。なお，研修休職期間終了後に研修報告書を提出するものとする。
2. 対 象 者	原則として45才未満の者（例外18才まで）能力再開発のため休職を希望し，会社が認めた者（除，女子）	2. 賃 金 基準賃金は「本給，職能給，勤務給家族給，暫定給」をいう。
3. 休 暇 期 間	研修休職期間は原則として1年間とする。（ただし研修内容により1年未満あるいは1年をこえる期間を認めることがある。）	3. 賞 与 休職期間は賞与支給要領に定める事故欠勤とみなして取扱う。
4. 休職期間中の取扱い	(1) 賃金…基準賃金の60%を支給する (2) 賞与…支給しない。 (3) 勤続年数…休職期間はその2分の1を勤続年数に通算する。 (4) その他…原則として一般休職の場合の取扱いと同様とする。	4. 昇 給 通常どおり支給する。なお全期間休職の者は昇給ランク別割当額の60%の金額で翌年度に特例昇給を行なう。 5. 昇 格 通常どおり実施する。 人事考課…可能な限り行なう。 評定できない場合は，職能管理規程による。 論文検定…実施する。
5. 手 続	休職を希望する者は，研修内容，研修先，期間等を明記のうえ，所属上長經由人事担当課に申請する。 ( 決 裁 者 … 本 社 一 人 事 部 長 ) 東京支社一社長 他事業所一事業所長	6. 休 暇 休職期間中は諸休暇を願い出ることとはできない。ただし，休暇に入るまでに年次有給休暇のある者は，年次有給休暇の取得を認める。
6. 実 施 期 間	53年3月3日から当分の間実施する。	7. 福利厚生等の取扱い 「社会保険，預貯金等の取扱い概要」…別紙1 「住宅，厚生会等の取扱概要」…別紙2

IV 転職希望者のための資格・免許取得援助制度

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

二二三三(一二二二)

項目	内容	詳細取扱
1. 目的	転職を希望する中高年齢職員が必要とする資格・免許を取得しようとする場合、これを援助する。	1. 認定基準 再就職計画の認定については、再就職が可能と判断されるものとし、個々に認定する。
2. 対象者	原則として45歳以上の者で再就職計画に基づき各種資格・免許取得を希望する者(除、女子)	2. 受験料・受講料 複数の資格・免許を必要とする場合は複数の受験料・受講料の実費を支給する。
3. 援助内容	(1) 資格・免許取得に必要な受験料・受講料および会社が認めた講習会、通信教育等受講料の実費を支給する。実費は同一資格、免許につき受験料3,000円、受講料10,000円を限度とする。 (2) 同一資格免許につき2回目以降の受験・受講に対しては前項の費用を貸与する。ただし、その資格・免許を取得した者については、貸与費用の返済を免除する。	3. 賃金 基準賃金は「本給、職能給、勤務給、家族給、暫定給」をいう。
4. 取扱い	(1) 賃金…受講および受験期間中は基準賃金の60%を支給。 (2) 賞与…受講および受験期間中は支給しない。 (3) 勤続年数…受講および受験期間は勤続年数に通算する。 (4) その他…一般職員の取扱いに同じ。 なお、本制度の適用を受けた者は当該資格免許取得後6か月以内に転職するものとする。	4. 賞与 受験・受講期間は賞与支給要領に定める事故欠勤とみなして取扱う。 5. 昇給 通常どおり支給する。ただし、全期間出勤しなかった者は、昇給ランク別基準割当額の60%の金額で翌年度に特例昇給を行なう。
5. 手続	本制度の適用希望者は事前に再就職計画の内容、講習、講座等の内容、期間、資格免許の種類、内容、受験期間、費用等、必要事項を所属上長經由人事担当課に申請する。(決裁者…各事業所人事担当部長)	6. 昇給 通常どおり支給する。 人事考課…可能な限り行なう。 評定できない場合は職能管理規程による。 論文・検定…実施する。
6. 実施期間	53年3月3日から当分の間実施する。	7. 休暇の取扱い 年次有給休暇の使用は認めるが、他の休暇の使用は認めない。 8. 退職時の取扱い 定年扱いとする。

V 定年退職後再就職準備のための特別休職制度

項 目	内 容	詳 細 取 扱
1. 目 的	定年を間近にひかえた職員に対し、再就職（第二の人生）のための準備期間を提供する。	
2. 対 象 者	55歳以上の者で再就職のための休職を希望し、会社が認めた者。	
3. 休 暇 期 間	特別休職期間は、原則として満55歳以降の休職発令日から再就職時点までとする。（最長58歳定年まで）	
4. 特別休職期間中の取扱	(1) 賃金…基準賃金の60%を支給する。 (2) 賞与…支給しない。 (3) 勤続年数…特別休暇期間は勤続年数に通算する。 (4) その他…休職期間中の特別昇給は行なわない。	1. 賃 金 基準賃金は「本給、職能給、勤務給、家族給、暫定給」をいう。  2. 賞 与 休職期間は賞与支給要領に定める事故欠勤とみなして取扱う。
5. 退 職 金	(1) 休職期間中に再就職した場合の退職金は定年扱いとする。ただし、休職発令時の規程を適用する。 (2) 休職のまま定年に達した者の取扱も、(1)と同じ。	3. 休暇の取扱い 休職期間中は諸休暇を願い出ることとはできない。  4. 福利厚生等の取扱い 「社会保険、預貯金等の取扱い概要」…別紙1
6. 手 続	特別休職を希望する者は、所属上長経由人事担当課に申請する。（決裁者…本社人事部長）	「住宅、厚生会等の取扱い概要」…別紙2
7. 実 施 期 間	53年3月3日から当分の間実施する。	

VI 転職・転進援助制度

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題(湯浅)

二三五(一二三三)

項目	内 容	詳細取扱												
1. 目的	再就職および独立して事業を行なう等転職・転進を希望する職員に対し、援助を行なう。													
2. 対象者	40歳以上の者で、転職・転進を希望し、会社が認めた者。	1. 会社が就職をあっせんした者を除く。 2. 特別加算金												
3. 援助内容	(1) 退職金 ア、40～44歳の者…業務都合扱いとし、基本退職金を支給する。 イ、45歳以上の者…定年扱いとし、基本退職金を支給する。 (注) 定年扱い…定年退職者記念旅行、定年式を実施し、夏期賞与は支給しない。 (2) 特別加算金 45歳以上の者に対し、年齢、退職時期により基準賃金の2～12か月分を加算する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 454 772 562">退職期間 ↑ 退職期間 年齢</td> <td data-bbox="772 454 912 562">53年 4月末まで</td> <td data-bbox="912 454 996 562">53年5月 1日から 53年5月 末まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="711 562 772 685">45— 54歳 女子 は 45— 51歳</td> <td data-bbox="772 562 912 685">基準賃金の 12か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)</td> <td data-bbox="912 562 996 685">基準賃 金の6 か月分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="711 685 772 793">55— 56歳 女子 は 52— 53歳</td> <td data-bbox="772 685 912 793">基準賃金の 6か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)</td> <td data-bbox="912 685 996 793">基準賃 金の3 か月分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="711 793 772 900">57歳 (女子 は54 歳)</td> <td data-bbox="772 793 912 900">基準賃金の 3か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)</td> <td data-bbox="912 793 996 900">基準賃 金の2 か月分</td> </tr> </table>	退職期間 ↑ 退職期間 年齢	53年 4月末まで	53年5月 1日から 53年5月 末まで	45— 54歳 女子 は 45— 51歳	基準賃金の 12か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)	基準賃 金の6 か月分	55— 56歳 女子 は 52— 53歳	基準賃金の 6か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)	基準賃 金の3 か月分	57歳 (女子 は54 歳)	基準賃金の 3か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)	基準賃 金の2 か月分
退職期間 ↑ 退職期間 年齢	53年 4月末まで	53年5月 1日から 53年5月 末まで												
45— 54歳 女子 は 45— 51歳	基準賃金の 12か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)	基準賃 金の6 か月分												
55— 56歳 女子 は 52— 53歳	基準賃金の 6か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)	基準賃 金の3 か月分												
57歳 (女子 は54 歳)	基準賃金の 3か月分 (各人の53/3現 在基準賃金に よる。)	基準賃 金の2 か月分												
4. 手 続	本制度の援助を希望する者は、転職・転進内容等を退職届に記入のうえ、所属長上経由人事担当課へ申請する。 (決裁者…事業所長)	(注) 1. 現在57歳(女子は54歳)で53年5月末に定年となる者を除く。 2. 53年5月末までに、申請があり、53年6月末までに退職する者に対しては、上記53.5.1～53.5末までの退職者に適用する加算給を支給する。												
5. 実施期間	53年3月3日から53年5月末までとする。	3. 福利厚生等の取扱い 「社会保険、預貯金等の取扱い、概要」…別紙1 「住宅、厚生会等の取扱い概要」…別紙2												

（男子）

〔付表-2〕 舞鶴市の中途採用時の賃金

昭和79年2月

職種	年齢		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	全年齢
	専任的業務	管理業務								
事務	全京舞	国都鶴	86,600	102,500	126,200	156,500	179,300	169,500	135,100	134,800
	全京舞	国都鶴	87,500	105,700	127,800	162,000	166,300	155,800	135,000	135,800
販売	全京舞	国都鶴	93,500	108,300	129,100	150,100	159,900	150,500	121,200	127,200
	全京舞	国都鶴	93,500	107,900	129,200	150,000	159,700	157,100	120,000	130,300
運輸通信	全京舞	国都鶴	122,500	107,200	129,800	152,800	152,500	100,000	—	128,700
	全京舞	国都鶴	113,400	132,300	146,500	152,100	154,700	148,400	129,600	146,000
生産工程	全京舞	国都鶴	102,500	140,800	137,800	132,700	130,000	125,800	115,000	132,100
	全京舞	国都鶴	109,100	—	117,500	99,400	125,800	106,900	89,600	169,200
サービス	全京舞	国都鶴	87,600	105,700	125,200	138,600	148,900	138,100	120,000	125,900
	全京舞	国都鶴	88,200	109,100	133,700	151,200	156,000	150,800	125,300	134,900
保安	全京舞	国都鶴	89,500	111,200	133,400	137,400	138,100	120,400	113,700	122,900
	全京舞	国都鶴	89,500	106,400	128,400	145,000	142,500	121,200	102,400	116,400
単純労働	全京舞	国都鶴	93,100	106,600	126,700	155,000	144,300	141,000	106,700	117,100
	全京舞	国都鶴	132,700	134,200	—	121,500	122,500	—	97,000	126,900
全職	全京舞	国都鶴	100,700	105,100	113,600	120,600	121,700	115,800	103,500	110,100
	全京舞	国都鶴	—	—	122,500	—	—	112,000	95,900	104,700
全職	全京舞	国都鶴	91,700	107,600	124,100	132,400	136,300	127,900	109,700	122,200
	全京舞	国都鶴	91,900	115,000	123,800	140,600	152,300	128,300	103,200	124,400
全職	全京舞	国都鶴	—	—	—	169,800	163,300	130,200	140,900	149,400
	全京舞	国都鶴	90,800	108,400	129,700	147,000	153,600	138,900	118,400	128,600
全職	全京舞	国都鶴	91,400	110,300	130,700	150,000	154,000	140,600	112,500	129,900
	全京舞	国都鶴	110,900	110,700	127,800	138,800	148,100	131,400	115,400	151,300

〔資料出所〕 舞鶴労働基準局調べ。



〔付表-3〕 舞鶴市の産業大分類別就業者数の推移

		1970年											
		従業者			雇用者			男子雇用者			女子雇用者		
		実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)
総	数	51,826	100.0	100.0	34,542	100.0	100.0	22,573	100.0	100.0	11,969	100.0	100.0
第一次産業	数	7,558	14.6	100.0	200	0.6	100.0	167	0.7	100.0	33	0.3	100.0
農林漁業	数	7,118	13.7		59	0.2		34	0.2		25	0.2	
養殖業	数	86	0.2		21	0.1		18	0.1		3	—	
水産養殖業	数	354	0.7		120	0.3		115	0.5		5	—	
第二次産業	数	18,260	35.2	100.0	15,296	44.3	100.0	10,040	44.5	100.0	5,256	43.9	100.0
鉱産業	数	70	0.1		59	0.2		47	0.2		12	0.1	
建設業	数	4,338	3.4		3,404	9.9		2,444	10.8		960	8.0	
製造業	数	13,825	26.7		11,833	34.3		7,594	33.4		4,284	35.8	
第三次産業	数	25,979	50.1	100.0	19,023	55.1	100.0	12,347	54.7	100.0	6,742	56.3	100.0
卸売業・小売業	数	8,916	17.2		4,296	12.4		2,067	9.2		2,295	19.2	
金融・保険業	数	858	1.7		795	2.3		310	1.4		485	4.0	
不動産業	数	59	0.1		21	0.1		13	0.1		8	0.1	
運輸・通信業	数	3,335	6.4		3,166	9.3		2,705	12.0		491	4.1	
電気・ガス・水道・供給業	数	269	0.5		265	0.8		227	1.0		38	0.3	
サービス業	数	7,056	13.6		4,964	14.4		2,191	9.7		2,773	23.2	
公営事務	数	5,846	10.6		5,486	15.9		4,834	21.4		652	5.4	

舞鶴市況地域ごとの雇職者の動向と雇用問題（湯浅）

		1975年											
		従業者			雇用者			男子雇用者			女子雇用者		
		実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)
総数	数	49,517	100.0	95.5	33,908	100.0	98.2	22,494	100.0	99.7	11,414	100.0	95.4
第一次産業	数	5,751	11.6	76.1	149	0.4	74.5	118	0.5	70.7	31	0.3	93.9
農業		5,276	10.7		44	0.1		22	0.1		22	0.2	
林業		62	0.1		24	0.1		23	0.1		1		
漁業		413	0.8		81	0.2		73	0.3		8		
第二次産業	数	16,342	33.0	89.5	13,369	39.4	87.4	9,229	41.0	91.9	4,140	36.3	78.8
建設業		31	0.1		28	0.1		28	0.1		—		
製造業		3,944	8.0		2,728	8.0		2,262	10.0		46	4.1	
第三次産業	数	12,367	25.0		10,613	31.3		6,939	30.8		63,674	32.2	
卸売・小売業		27,343	55.2	105.3	20,349	60.0	133.0	13,125	58.3	106.3	7,224	63.3	107.1
金融・保険業		9,305	18.8		4,530	13.4		2,274	10.1		2,256	19.8	
不動産業		973	2.0		917	2.7		405	1.8		512	4.5	
運輸・通信業		102	0.2		53	0.2		31	0.1		22	0.2	
電気・ガス・熱供給業		2,931	5.9		2,774	8.2		2,408	10.7		366	3.2	
下水道・下水道		301	0.6		295	0.9		246	1.1		49	0.4	
サービス業		7,259	14.7		5,308	15.7		2,359	10.5		2,949	25.8	
公		6,472	13.1		6,472	19.1		5,402	24.0		1,070	9.4	

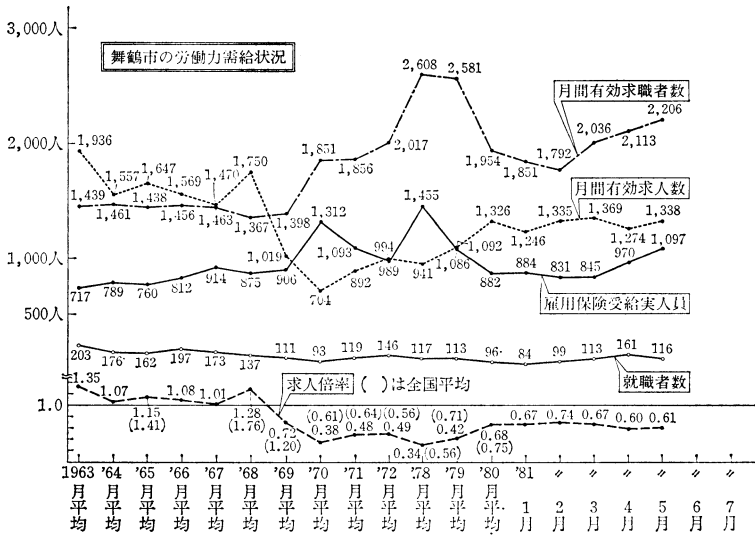
1980年

	従業者			雇用者			男子雇用者			女子雇用者		
	実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)	実数	割合(%)	増減率(%)
総数	47,445	100.0	91.5	32,551	100.0	94.2	21,260	100.0	94.2	11,291	100.0	94.3
第一次産業	数											
農業・林業・漁業・水産養殖業	5,144	10.8	68.1	177	0.5	88.5	146	0.7	87.4	31	0.3	93.9
	4,665	9.8		51	0.2		31	0.1		20	0.2	
	67	0.1		24	0.1		17	0.1		7	0.1	
	412	0.9		102	0.3		98	0.5		4	—	
第二次産業	数											
総数	14,338	30.2	78.5	11,299	34.7	73.9	7,826	36.8	77.9	3,473	30.8	66.1
建設業	82	0.2		67	0.2		57	0.3		10	0.1	
製造業	4,492	9.0		2,900	8.9		2,507	11.8		393	3.5	
	10,007	21.1		8,332	25.6		5,262	24.8		3,070	27.2	
第三次産業	数											
総数	27,875	58.8	107.3	12,057	64.7	110.7	13,278	62.5	107.5	7,779	68.9	115.4
卸売・小売業	9,808	20.7		5,105	15.7		2,613	12.3		2,492	22.1	
金融・保険業	1,046	2.2		974	3.0		448	2.1		526	4.7	
不動産業	107	0.2		51	0.2		24	0.1		27	0.2	
運輸・通信業	2,929	6.2		2,775	8.5		2,424	11.4		351	3.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	333	0.7		326	1.0		270	1.3		56	0.5	
サービス業	9,214	19.4		7,388	22.7		3,478	16.4		3,910	34.6	
公務	4,438	9.4		4,438	13.6		4,021	18.9		417	3.7	

〔資料出所〕 国勢調査 各年度版。ただし80年については京都府による推計値。

構造不況地域における離職者の動向と雇用問題 (湯浅)

〔付表-4〕 舞鶴市の労働力需給状況の推移



〔資料出所〕 舞鶴公共職業安定所作成資料。